

第598回茨城県内水面漁場管理委員会 次第

日時：令和4年12月15日（木）

午後2時から

場所：茨城県三の丸庁舎3階共用会議室A

1 開 会

2 あいさつ

3 出席委員報告

現員 名，出席委員 名，欠席委員 名

4 議事録署名人の選出について

委員 委員

5 議 題

第1号議案 茨城県知事免許における内水面漁場計画について（協議）

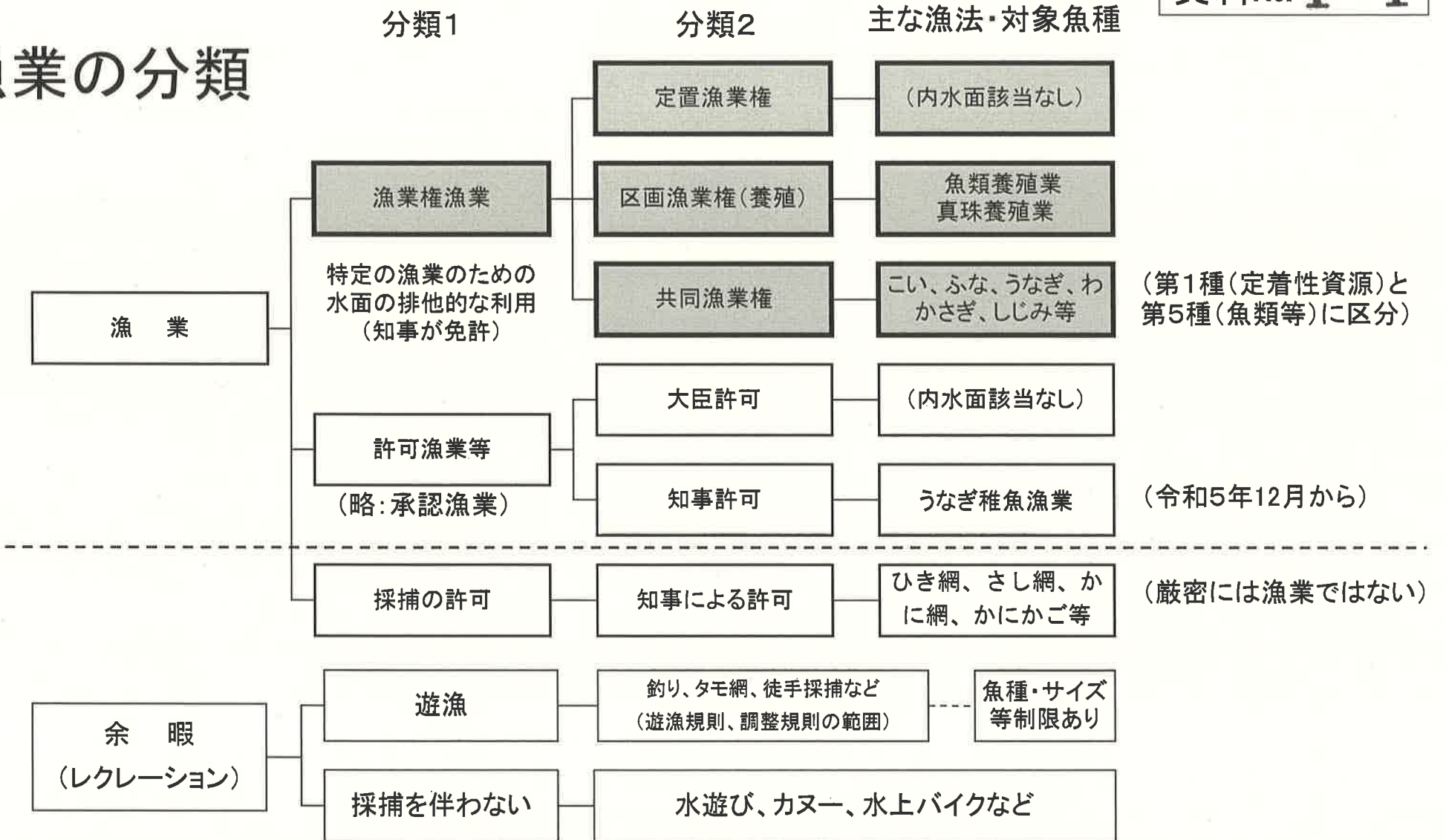
6 報告事項

（1）採捕の許可の更新について（雑魚建さし網他）

7 その他

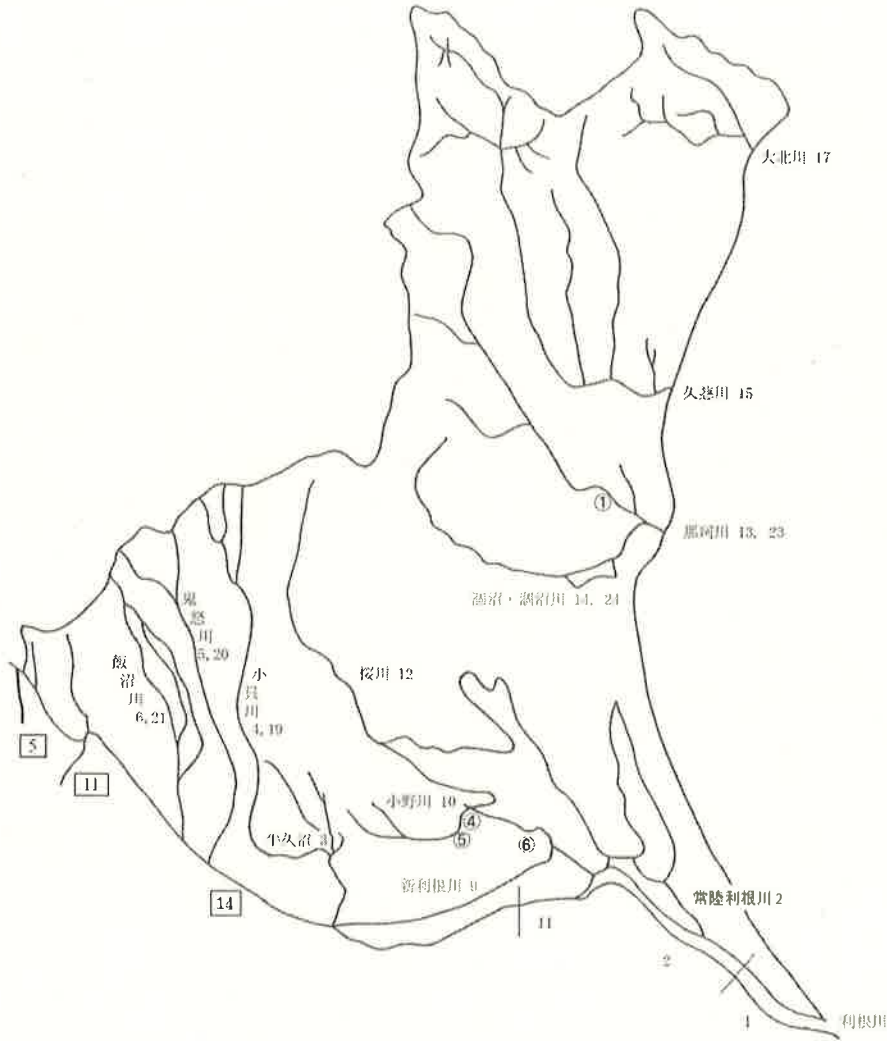
8 閉 会

漁業の分類



茨城県内水面の漁業権

資料No. 1-2



記号	免許番号	漁業種類	漁業権者
1	茨内共第1号	第1種共同漁業	はさき漁協
2	茨内共第2号	第5種共同漁業	常陸川漁協
3	茨内共第3号	〃	牛久沼漁協
4	茨内共第4号	〃	鬼怒小貝漁協、小貝川漁協、鬼怒利根漁協、関東漁協
5	茨内共第5号	〃	鬼怒小貝漁協、鬼怒利根漁協、関東漁協
6	茨内共第6号	〃	鬼怒小貝漁協、関東漁協
9	茨内共第9号	〃	新利根漁協
10	茨内共第10号	〃	新利根漁協
11	茨内共第11号	〃	新利根漁協
12	茨内共第12号	〃	霞ヶ浦漁協、桜川漁協
13	茨内共第13号	〃	那珂川第一漁協、那珂川漁協
14	茨内共第14号	〃	大沼沼漁協
15	茨内共第15号	〃	久慈川漁協
17	茨内共第17号	〃	大北川漁協
19	茨内共第19号	第1種共同漁業	関東漁協、小貝川漁協
20	茨内共第20号	〃	関東漁協
21	茨内共第21号	〃	関東漁協
23	茨内共第23号	〃	那珂川第一漁協、那珂川漁協
24	茨内共第24号	〃	大沼沼漁協
①	茨内区第1号	第2種区画漁業 (魚類養殖)	(有)小平鯉金魚養殖場
④	茨内区第4号	第1種区画漁業 (真珠養殖)	戸田真珠(有)、新利根漁協
⑤	茨内区第5号	〃	清和真珠(株)、新利根漁協
⑥	茨内区第6号	〃	大湖真珠(株)、新利根漁協
11	内共第11号 (東京都知事免許)	第1種共同漁業 第5種共同漁業	東京都1漁協(東京東部漁協)、千葉県3漁協(市川市行徳漁協、南行徳漁協、松戸市漁協)、埼玉県1漁協(埼玉東部漁協)
14	内共第14号 (千葉県知事免許)	第5種共同漁業	新利根漁協、鬼怒利根漁協、千葉県2漁協(手賀沼漁協、印旛沼漁協)、埼玉県1漁協(埼玉県北部漁協)
5	共第5号 (埼玉県知事免許)	第5種共同漁業	埼玉県4漁協(埼玉中央漁協、埼玉南部漁協、埼玉県北部漁協、埼玉東部漁協)

茨城県内水面漁業権の主な対象種



こい

全ての漁業権漁場



ふな

全ての漁業権漁場



うなぎ

第2、9、10、12号以外の漁業権漁場

第5種共同漁業権対象種



わかさぎ

牛久沼、桜川、那珂川、大北川など



あゆ

鬼怒川、那珂川、久慈川、大北川など



やまめ

那珂川、久慈川、大北川



おいかわ

鬼怒川、桜川、那珂川、酒沼、
久慈川など

第1種共同漁業権対象種



しじみ

酒沼、那珂川など

令和6年1月の漁業権免許の一斉切替における基本的な考え方（案）

茨城県農林水産部漁政課

第1 基本的な考え方

現在免許されている共同漁業権は免許後10年、区画漁業権のうち魚類養殖業にかか
るものは5年を経過し、いずれも令和5年に満了する。

令和6年1月から予定されている漁業権免許の一斉切替は、令和2年12月に施行さ
れた改正後の漁業法（昭和24年法律第267号、以下「法」という。）の下で行われる
初めての免許切替であり「海面利用制度等に関するガイドライン」（令和2年6月30
日付け2水管第499号水産庁長官通知、以下「ガイドライン」という。）等に基づいて
行われることとなる。

この10カ年の本県の内水面漁業を取り巻く状況を鑑みると、内水面漁業の従事者の
減少や高齢化が進んでいるほか、新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴い遊漁をは
じめとした屋外レジャーが流行していること、遊漁の手法や外来魚等遊漁の対象魚種
が多様化していること、内水面漁業権の対象生物の分布や生態に変化が見られること
等、その状況は10年前、20年前の漁場計画樹立時とは異なる自然・社会環境に置かれ
ている。また、ガイドラインにおいては、既存の漁場の円滑な利用の確保や新規漁場の
確保・有効利用を図ることなどを含め、一層の水面の有効活用が求められているとこ
ろである。

令和5年の漁業権一斉切替にあたっては、内水面を取り巻く自然・社会環境の変化
を注視しながら、漁場利用の実態を十分把握し、漁業権の内容を再検討したうえで、漁
場の総合利用を図り漁業生産力を維持発展させ、かつ漁業調整上その他公益に支障を
及ぼさないと認められる場合に内水面漁場計画を作成するものとする。

第2 漁場計画の作成にあたっての基本事項

1 免許予定日

現在免許されている漁業権の存続期間の満了する令和5年12月31日の翌日の令
和6年1月1日とする。

2 漁業権の存続期間及び内水面漁場計画の期間

(1) 共同漁業権

令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間とし、その間に内水
面漁場計画を5年ごとに定める。

(2) 区画漁業権（第2種区画漁業権：魚類養殖業）

令和6年1月1日から令和10年12月31日までの5年間とする。

3 免許番号

(1) 共同漁業権

引続き内水面漁場計画を作成する場合は、原則として現免許番号を使用する。

- (2) 区画漁業権（第2種区画漁業権：魚類養殖業）
新たな漁場計画に基づき免許番号を決定する。

4 免許しようとする漁業権の内容等

(1) 共同漁業権

- ア 現行の漁業権が設定されていない水面には、新規の内水面漁場計画は作成しない。
- イ 従来どおり1河川1漁業権を原則とする。
- ウ 河川を利用する漁業協同組合が存在し、漁場の管理、保護培養が図られ、漁場を組合の管理に任せることが漁業生産の向上の面で望ましい場合、内水面漁場計画を作成する。
- エ 土地改良区の水利権等が設定されている河川・水路においては、土地改良区との同意が得られる場合にのみ内水面漁場計画を作成する。
- オ 漁業権の消滅補償等のあった漁場区域（昭和59年以降）については、補償した者の同意が得られる場合にのみ内水面漁場計画を作成する。
- カ 現に適切かつ有効に活用されている漁業権（活用漁業権）があるときは、当該漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権（類似漁業権）を設定する。
- キ 操業実績のないもの及び採捕従事者がない場合は、内水面漁場計画を作成しない。
- ク 河川の漁場区域は、原則として従来どおりとするが、自然・社会的条件の変化に応じて削除及び追加の措置をする。
- ケ 漁場基点は、原則として従来の基点を使用するが、新たに漁場区域の変更があった場合は新たな基点を設置する。また、従来の基点が消滅・移設等により使用できない場合は、近傍の物標等を新たな基点へ設定、あるいは新たな標識等を設置する。

なお、区域の表記については、緯度経度表示を基本とするが、従来より標識等の物標を基点としているものについては、必要に応じて従来の表記を併記する。

コ 対象魚種は以下のとおりとする。

(ア) 第1種共同漁業権

- a 霞ヶ浦総合開発事業に伴い漁業権から削除した魚種は、新たに対象魚種に追加しない。
- b 近年における資源の状況及び行使状況をふまえて、資源の利用がほとんどみられない、もしくは資源状況が悪いなど、今後5年の間にも利用される見込みが乏しいものについては、対象魚種から削除する。

(イ) 第5種共同漁業権

- a 霞ヶ浦総合開発事業により漁業権から削除した魚種は、新たに対象魚種に追加しない。
- b 近年における資源の状況及び採捕の実態をふまえて、今後、放流等の有効な増殖手段が講じられ、かつ利用する見通しが得られるものについては、対象魚種に追加する。一方、資源の利用がほとんどみられない、もしくは資源状況が悪いなど、今後5年の間にも利用される見込みが乏しいものについては、対象

魚種から削除する。

- c オオクチバス、ブルーギル等、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）において特定外来生物に指定されている魚類については、対象魚種に追加しない。
- d 漁業権者の増殖計画のないものは、対象魚種から削除する。

(2) 区画漁業権（第 2 種区画漁業権：魚類養殖業）

- ア 新規の内水面漁場計画は作成しない。
- イ 漁場区域については、原則として現行どおりとする。
- ウ 近年、漁業権の行使がなされていないものについては、将来における行使計画を勘案して内水面漁場計画を作成するものとするが、将来においても利用する見込みが乏しいものについては、内水面漁場計画を作成しない。

令和6年1月の漁業権免許の一斉切替における基本的な考え方（案）

漁業権一斉切替 基本方針 新旧対照表

<p>(新)</p> <p>令和6年1月の漁業権免許の一斉切替における 基本的な考え方（案）</p> <p>茨城県農林水産部漁政課</p>	<p>(旧)</p> <p>平成25年12月の漁業権一斉切替における 基本的な考え方</p>	<p>変更点 備考</p>
<p>第1 基本的な考え方</p> <p>現在免許されている共同漁業権は免許後10年、区画漁業権のうち魚類養殖業にかかるものは5年を経過し、いずれも令和5年に満了する。</p> <p>令和6年1月から予定されている漁業権免許の一斉切替は、令和2年12月に施行された改正後の漁業法（昭和24年法律第267号、以下「法」という。）の下で行われる初めての免許切替であり「海面利用制度等に関するガイドライン」（令和2年6月30日付け2水管第499号水産庁長官通知、以下「ガイドライン」という。）等に基づいて行われることとなる。</p> <p>この10カ年の本県の内水面漁業を取り巻く状況を鑑みると、内水面漁業の従事者の減少や高齢化が進んでいるほか、新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴い遊漁をはじめとした屋外レジャーが流行していること、遊漁の手法や外来魚等遊漁の対象魚種が多様化していること、内水面漁業権の対象生物の分布や生態に変化が見られること等、その状況は10年前、20年前の漁場計画樹立時とは異なる自然・社会環境に置</p>	<p>第1 基本的な考え方</p> <p>現在免許されている共同漁業権は免許後10年を経過し、区画漁業権については5年を経過しており、その間、漁業を取り巻く自然・社会的条件は少なからず変化している。</p>	<p>改正法・国ガイドライン</p> <p>この10年の内水面漁業を取り巻く変化</p>

<p>かかれている。また、ガイドラインにおいては、既存の漁場の円滑な利用の確保や新規漁場の確保・有効利用を図ることなどを含め、一層の水面の有効活用が求められているところである。</p> <p>令和5年の漁業権一斉切替にあたっては、<u>内水面を取り巻く自然・社会環境の変化を注視しながら、漁場利用の実態を十分把握し、漁業権の内容を再検討したうえで、漁場の総合利用を図り漁業生産力を維持発展させ、かつ漁業調整上その他公益に支障を及ぼさない</u>と認められる場合に<u>内水面漁場計画を作成するものとする。</u></p>	<p>このため、<u>漁業権一斉切替にあたっては、漁場利用の実態を十分把握し、漁業権の内容を再検討したうえで、漁業上の総合利用を図り漁業生産力を維持発展させ、かつ漁業調整上その他公益に支障を及ぼさない</u>と認められる場合には<u>漁場計画を樹立するものとする。</u></p>	一部変更
<p>第2 漁場計画の作成にあたっての基本事項</p> <p>1 免許予定日</p> <p>現在免許されている漁業権の存続期間の満了する<u>令和5年12月31日の翌日の令和6年1月1日とする。</u></p>	<p>第2 漁場計画にあたっての基本事項</p> <p>1 免許予定日</p> <p>現在免許されている漁業権の存続期間の満了する<u>平成25年12月31日の翌日である平成26年1月1日とする。</u></p>	見出し変更 年月日の修正
<p>2 漁業権の存続期間及び内水面漁場計画の期間</p> <p>(1) 共同漁業権</p> <p><u>令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間とし、その間に内水面漁場計画を5年ごとに定める。</u></p> <p>(2) 区画漁業権（第2種区画漁業権：魚類養殖業）</p> <p><u>令和6年1月1日から令和10年12月31日までの5年間</u></p>	<p>2 存続期間</p> <p>(1) 共同漁業権</p> <p><u>平成26年1月1日から平成35年12月31日までの10年間</u></p> <p>(2) 区画漁業権（第2種区画漁業権：魚類養殖業）</p> <p><u>平成26年1月1日から平成30年12月31日までの5年間</u></p>	【共同】 免許：10年 計画：5年 【区画】 免許：5年 計画：5年 (変更なし)
<p>3 免許番号</p> <p>(1) 共同漁業権</p> <p>引続き漁場計画を樹立する場合は、原則として現免許番</p>	<p>3 免許番号</p> <p>(1) 共同漁業権</p> <p>引続き漁場計画を樹立する場合は、原則として現免許番</p>	

<p>号を使用する。</p> <p>(2) 区画漁業権 (第2種区画漁業権: 魚類養殖業) 新たな漁場計画に基づき免許番号を決定する。</p>	<p>号を使用する。</p> <p>(2) 区画漁業権 (第2種区画漁業権: 魚類養殖業) 新たな漁場計画に基づき免許番号を決定する。</p>	
<p>4 免許しようとする漁業権の内容等</p> <p>(1) 共同漁業権</p> <p>ア <u>現行の漁業権が設定されていない水面には、新規の内水面漁場計画は作成しない。</u></p> <p>イ 従来どおり1河川1漁業権を原則とする。</p> <p>ウ 河川を利用する漁業協同組合が存在し、漁場の管理、保護培養が図れ、漁場を組合の管理に任せることが漁業生産の向上の面で望ましい場合、<u>内水面漁場計画を作成する。</u></p> <p>エ 土地改良区の水利権等が設定されている河川・水路においては、土地改良区との同意が得られる場合にのみ<u>内水面漁場計画を作成する。</u></p> <p>オ 漁業権の消滅補償等のあった漁場区域(昭和59年以降)については、補償した者の同意が得られる場合にのみ<u>内水面漁場計画を作成する。</u></p> <p>カ <u>現に適切かつ有効に活用されている漁業権(活用漁業権)があるときは、当該漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権(類似漁業権)を設定する。</u></p> <p>キ 操業実績のないもの及び採捕従事者のない場合は、<u>内水面漁場計画を作成しない。</u></p> <p>ク 河川の漁場区域は、原則として従来どおりとするが、自然・社会的条件の変化に応じて削除及び追加の措置をす</p>	<p>4 免許しようとする漁業権の内容等</p> <p>(1) 共同漁業権</p> <p>ア <u>新規の漁場計画は樹立しない。</u></p> <p>イ 従来どおり1河川1漁業権を原則とする。</p> <p>ウ 河川を利用する漁業協同組合が存在し、漁場の管理、保護培養が図れ、漁場を組合の管理に任せた方が漁業生産の向上の面で望ましい場合に<u>漁場計画を樹立する。</u></p> <p>エ 土地改良区の水利権等が設定されている河川・水路においては、土地改良区との同意が得られる場合にのみ<u>漁場計画を樹立する。</u></p> <p>オ 漁業権の消滅補償等のあった漁場区域(昭和59年以降)については、補償した者の同意が得られる場合にのみ<u>漁場計画を樹立する。</u></p> <p>カ <u>操業実績のないもの及び採捕従事者のない場合については、漁場計画を樹立しない。</u></p> <p>キ <u>河川の漁場区域については、原則として従来どおりとするが、自然・社会的条件の変化に応じて削除及び追加の措</u></p>	<p>改正法・国ガイドライン</p>

る。

ケ 漁場基点は、原則として従来の基点を使用するが、新たに漁場区域の変更があった場合は新たな基点を設置する。また、従来の基点が消滅・移設等により使用できない場合は、近傍の物標等を新たな基点へ設定、あるいは新たな標識等を設置する。

なお、区域の表記については、緯度経度表示を基本とするが、従来より標識等の物標を基点としているものについては、必要に応じて従来の表記を併記する。

コ 対象魚種は以下のとおりとする。

(ア) 第1種共同漁業権

a 霞ヶ浦総合開発事業に伴い漁業権から削除した魚種は、新たに対象魚種に追加しない。

b 近年における資源の状況及び行使状況をふまえ、資源の利用がほとんどみられない、もしくは資源状況が悪いなど、今後5年の間にも利用する見込みが乏しいものについては、対象魚種から削除する。

(イ) 第5種共同漁業権

a 霞ヶ浦総合開発事業により漁業権から削除した魚種は、新たに対象魚種に追加しない。

b 近年における資源の状況及び採捕の実態をふまえて、今後、放流等の有効な増殖手段が講じられ、かつ利用する見通しが得られるものについては、対象魚種に追加する。一方、資源の利用がほとんどみられない、もしくは

置をする。

ク 漁場基点については、原則として従来の基点を使用することとするが、新たに漁場区域の変更があった場合には新たな基点を設置する。また、従来の基点が消滅・移設等により使用できない場合には、新たな基点を設置する。

ケ 対象魚種は以下のとおりとする。

(ア) 第1種共同漁業権

a 霞ヶ浦開発事業により漁業権から削除された魚種については、新たに対象魚種に追加しない。

b 近年の行使状況に基づき、利用がほとんどなされておらず、もしくは生息実態がないもので、将来においても利用する見込みのないものについては、対象魚種から削除する。

(イ) 第5種共同漁業権

a 霞ヶ浦開発事業により漁業権から削除された魚種については、新たに対象魚種に追加しない。

b 近年における資源の状況及び採捕の実態をふまえて、今後、放流等の有効な増殖手段が講じられ、かつ利用する見通しが得られるものについては、対象魚種に追加する。

資源状況が悪いなど、今後5年の間にも利用される見込みが乏しいものについては、対象魚種から削除する。

- c オオクチバス、ブルーギル等、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）において特定外来生物に指定されている魚類については、対象魚種に追加しない。
- d 漁業権者の増殖計画のないものは、対象魚種から削除する。

(2) 区画漁業権（第2種区画漁業権：魚類養殖業）

ア 新規の内水面漁場計画は作成しない。

- イ 漁場区域については、原則として現行どおりとする。
- ウ 近年、漁業権の行使がなされていないものについては、将来における行使計画を勘案して内水面漁場計画を作成するものとするが、将来においても利用する見込みが乏しいものについては、内水面漁場計画を作成しない。

- c オオクチバス、ブルーギル等の茨城県内水面漁業調整規則第33条の2で移植を禁止している外来魚については、対象魚種に追加しない。

- d 漁業権者の増殖計画のないものについては、対象魚種から削除する。
- e 漁業権対象魚種について、免許後5年を経過して、理由なく増殖手段を講じていないものについては見直しを行う。

(2) 区画漁業権（第2種区画漁業権：魚類養殖業）

ア 新規の漁場計画は樹立しない。

イ 原則として1漁業権に対し、魚種名等を冠した1漁業種類とする。このため、漁業種類を魚類養殖業として免許する場合には、漁場の高度利用を図り、養殖業の振興のため特に必要と認められる場合に限るものとする。

- ウ 漁場区域については、原則として現行どおりとする。
- エ 近年、漁業権の行使がなされていないものについては、将来における行使計画を勘案して漁場計画を樹立するものとするが、将来においても利用する見込みのないものについては、漁場計画を樹立しない。

令和5年度漁業権免許の一斉切替にかかるスケジュール

1-1 切替対象の漁業権

内 容		免 許		存続期間
		存続期間	件 数	
区画漁業権 (魚類養殖業)		5年	1	H31. 1. 1～R5. 12. 31
共同漁業権	第一種	10年	6	H26. 1. 1～R5. 12. 31
	第五種		13	H26. 1. 1～R5. 12. 31

1-2 切替えスケジュールの概要

※「法」は漁業法を示す

	月	事 項		内 容
R 4	5～10月	意向調査	内 水 面 漁 場 計 画	関係漁協・行使者を対象に継続意向調査、意見聴取、行使実態調査を実施
		行使実態調査		
	6～2月	関係機関調整		関係者・関係機関との調整（利害関係人の意見聴取等） (法第64条第1項)
		基本方針		委員会における免許切替えの基本方針案の事前協議
	12月	策定状況報告		委員会における内水面漁場計画の策定状況の報告
	12月	漁場計画		委員会における内水面漁場計画素案の事前協議
	2月	委員会諮問		知事から委員会あて海区漁場計画の諮問(法第64条第4項)
	4月	公聴会		公聴会(法第64条第5項)
	4月	委員会答申		委員会から知事あて答申
4月	決定公示	内水面漁場計画の樹立(県報掲載)(法第64条第6項)		
R 5	7～8月	免許申請	免 許	免許申請書受付(法第69条第1項)
	8～10月	審査		適格性の審査(法第72条)
		委員会諮問 答申		知事から委員会あて諮問(法第70条) 委員会から知事あて答申
	11月	免許		免許状交付(法第69条)
	12月	公示		県報掲載

法令抜粋

漁業法

(内水面漁場管理委員会)

第七十一条 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。ただし、その区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖の規模が著しく小さい都道府県（海区漁業調整委員会を置くものに限る。）で政令で定めるものにあつては、都道府県知事は、当該都道府県に内水面漁場管理委員会を置かないことができる。

(第2、3項略)

4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。ただし、第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあつては、当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会が行う。

(海区漁場計画の作成の手続)

第六十四条 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により聴いた意見について検討を加え、その結果を公表しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の検討の結果を踏まえて海区漁場計画の案を作成しなければならない。

4 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

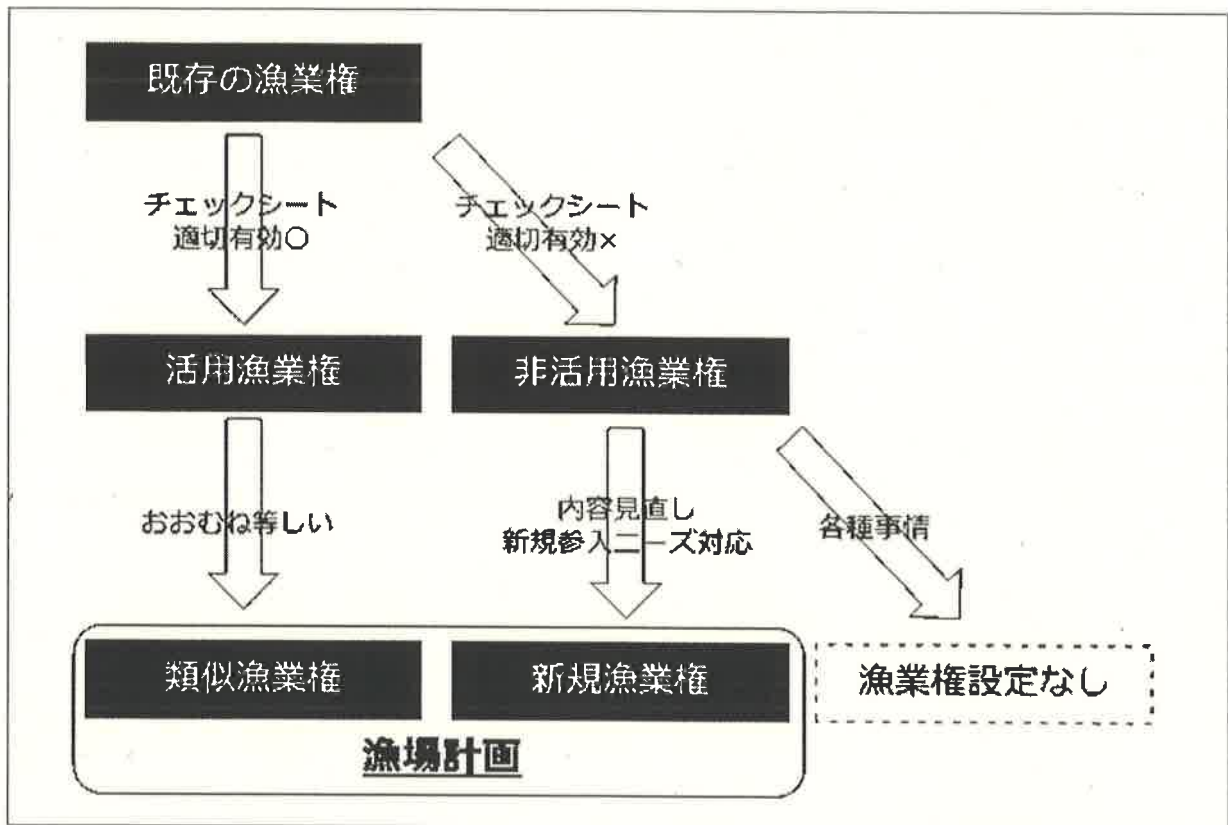
5 海区漁業調整委員会は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。

(第6～8項略)

第六十七条 都道府県知事は、その管轄する内水面について、五年ごとに、内水面漁場計画を定めるものとする。

2 第六十二条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第六十三条第一項（第六号を除く。）及び第二項並びに第六十四条から前条までの規定は、内水面漁場計画について準用する。この場合において、第六十二条第二項中「海区（第三十六条第一項に規定する海区をいう。以下この款において同じ。）ごとに、次に」とあるのは「次に」と、第六十四条第六項中「免許予定日及び第九条の沿岸漁場管理団体の指定予定日並びにこれらの」とあるのは「免許予定日及び」と、同条第七項中「免許予定日及び指定予定日」とあるのは「免許予定日」と読み替えるものとする。

2-1 漁業権行使状況調査に基づく漁場計画作成の流れ



水産庁説明資料より抜粋

2-2 漁業権行使状況調査の結果

種別	件数	免許番号	結果
共同漁業権	第一種	茨内共第19、20、21号	適切かつ有効に利用されておらず、 非活用漁業権 と判断された。 ↓ 資源が少なく今後も有効な活用が見込まれないことから、内水面漁場計画は作成しない。
		茨内共第1、23、24号	適切かつ有効に利用されており、 活用漁業権 と判断された。
	第五種	13	茨内共第2～6、9～15、17号
区画漁業権(魚類養殖業)	1	茨内区第1号	

※令和2年6月30日付け2水管第499号水産庁通知「改正漁業法に基づく海面利用制度等の運用について」より

漁業法第91条の規定による指導又は勧告に関するチェックシート（例）

漁業権番号：茨内共第〇号 漁業権者：〇〇漁業協同組合 年月日：令和4年12月1日

部署及び担当者氏名：漁政課 松井 俊幸

チェック項目	合理的理由の有無	該当する場合に「✓」	判断の根拠
1 資源管理の状況等の報告			
漁業権の免許以降、法第90条第1項に基づく資源管理の状況等の報告を毎年行っている（注1）		✓	資源管理状況等の報告の提出あり
2 法第91条第1項第1号の判断基準			
（1）漁業関係法令を遵守している		✓	資源管理状況等の報告で確認
（2）法第72条に規定する「免許についての適格性」を有している		✓	行使状況調査で確認
（3）漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切である		✓	漁業調整上の問題が発生していない
（4）漁場紛争が起きていない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる		✓	漁業調整上の問題が発生していない
（5）資源管理を適切に実施している		✓	資源管理状況等の報告で確認
（6）漁場改善計画に基づく取組が行われている（区画漁業権の場合）			（該当しない）
（7）漁具や養殖施設を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げていない		✓	漁業調整上の問題が発生していない
（8）通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用していない		✓	漁業調整上の問題が発生していない
（9）過密養殖や過剰給餌等により漁場環境を悪化させる状況を過度に発生させていない			（該当しない）
（10）漁場環境に影響を与えるような有害物質を流出させていない		✓	漁業調整上の問題が発生していない
（11）甚大な被害が想定される場合には、魚類防疫の観点から適切な対応がなされている			（該当しない）
（12）その他			（該当しない）
3 法第91条第1項第2号の判断基準			
（1）操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している		✓	行使状況調査で確認
（2）養殖密度が周囲の漁場と同程度である、あるいは飼育状態を合理的に説明できる（区画漁業権の場合）			（該当しない）
（3）漁場の全てを利用している		✓	行使状況調査で確認
（4）漁場を持続的に利用できるよう、生産量等の項目を含む事業計画書等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っている		✓	漁業生産力の発展計画で確認
（5）その他			（該当しない）
4 評価		問題なし / 指導	
評価理由	全てのチェック項目を満たしており、漁場は適切かつ有効に利用されていたと評価される。 茨共第〇号共同漁業権は、活用漁業権と判断する。		

茨城県内水面漁場計画の作成状況

1 主な検討内容について

(1) 共同漁業権

〈漁業種類の見直し〉

漁業権の種類	漁業の名称	検討状況
第1種 共同漁業権	えむし	資源が少なく、漁業の成立が見込まれないことから、内水面漁場計画に含めない。 (茨内共第23号)
	しじみ	資源が少なく、漁業の成立が見込まれないことから、内水面漁場計画に含めない。 (茨内共第19号、第20号、第21号)
第5種 共同漁業権	えび	資源が少なく、漁業・遊漁の成立が見込まれないことから、内水面漁場計画に含めない。
	わかさぎ	えび(茨内共第9号、第10号) わかさぎ(茨内共第2号、第9号、第10号)
	ひがい	ひがい(茨内共第4号、第5号)
	たなご	漁業者による積極的な利用がないことから、内水面漁場計画に含めない。 (茨内共第4号、第5号、第6号) 資源が少なく、漁業・遊漁の成立が見込まれないことから、内水面漁場計画に含めない。 (茨内共第9号、第10号)
	うぐい	漁業者による積極的な利用がないことから、内水面漁場計画に含めない。
	にごい	うぐい、にごい(茨内共第4号)
	どじょう	資源が少なく、漁業・遊漁の成立が見込まれないことから、内水面漁場計画に含めない。
	あゆ	どじょう(茨内共第9号、第10号) あゆ(茨内共第4号、第12号)
おいかわ	資源が少なく、漁業・遊漁の成立が見込まれないことから、内水面漁場計画に含めない。 (茨内共第3号、第6号、第17号) 漁業者による積極的な利用がないことから、内水面漁場計画に含めない。 (茨内共第4号)	

	ぼら	漁業者による積極的な利用がないことから、内水面漁場計画に含めない。 (茨内共第4号、第5号)
	もろこ	資源が少なく、漁業・遊漁の成立が見込まれないことから、内水面漁場計画に含めない。 (茨内共第12号)
	その他の魚種	変更なし
第2種 区画漁業権	魚類養殖業	変更なし

〈漁場の位置の見直し〉

漁業権の種類	漁場の位置	検討状況
第1種共同漁業権	現行免許のとおり (茨内共第1号、 第23号、第24号)	現行の茨内共第19号、第20号、第21号の 漁場には漁場計画を作成しない。 (漁業権を設定しない)
第5種共同漁業権	現行免許のとおり	変更なし ※茨内共第5号、第17号に基点の変更あり
第2種区画漁業権	現行免許のとおり	変更なし

〈その他〉

国の技術的助言に基づき、条件から「地方公共団体の行う河川工事に対し、正当な理由が無ければこれを拒んではならない。」を削除

漁業権一斉切替に伴う内水面漁場計画（案）総括表

令和4年12月13日現在

免許番号	種類	関係漁協	対象漁業種類	漁場の位置・区域	備考
茨内共第1号	第1種	はさき			
茨内共第2号	第5種	常陸川	わかさぎを削除	変更なし	わかさぎ：資源の減少のため
茨内共第3号	第5種	牛久沼	おいかわを削除	変更なし	おいかわ：資源の減少のため
茨内共第4号	第5種	鬼怒小貝 関東 鬼怒利根 小貝川	ひがい、たなご、 うぐい、にごい、 あゆ、おいかわ、 ぼらを削除	変更なし	ひがい、あゆ：資源の減少のため たなご、うぐい、にごい、おいかわ、 ぼら：資源の利用がないため
茨内共第5号	第5種	鬼怒小貝 関東 鬼怒利根	ひがい、たなご、 ぼらを削除	変更なし	ひがい：資源の減少のため たなご、ぼら：資源の利用がないため
茨内共第6号	第5種	鬼怒小貝 関東	たなご、 おいかわを削除	変更なし	たなご：資源の利用がないため おいかわ：資源の減少のため
茨内共第9号	第5種	新利根	えび、わかさぎ、 たなご、どじょう を削除	変更なし	えび、わかさぎ、たなご、どじょう： 資源の減少のため
茨内共第10号	第5種	新利根	えび、わかさぎ、 たなご、どじょう を削除	変更なし	えび、わかさぎ、たなご、どじょう： 資源の減少のため
茨内共第11号	第5種	新利根	変更無し	変更なし	
茨内共第12号	第5種	桜川 霞ヶ浦	あゆ、もろこ を削除	変更なし	あゆ、もろこ：資源の減少のため
茨内共第13号	第5種	那珂川 那珂川第一	変更無し	変更なし	
茨内共第14号	第5種	大湍沼	変更無し	変更なし	
茨内共第15号	第5種	久慈川	変更無し	変更なし	
茨内共第17号	第5種	大北川	おいかわを削除	変更なし	おいかわ：資源の減少のため
茨内共第19号	第1種	関東 小貝川	新たな漁場計画を作成しない		しじみ：資源の利用がないため
茨内共第20号	第1種	関東	新たな漁場計画を作成しない		しじみ：資源の利用がないため
茨内共第21号	第1種	関東	新たな漁場計画を作成しない		しじみ：資源の利用がないため
茨内共第23号	第1種	那珂川 那珂川第一	えむしを削除	変更なし	えむし：資源の減少のため
茨内共第24号	第1種	大湍沼	変更無し	変更なし	

内水面における第1種及び第5種共同漁業の漁場計画 概要

1. 公示番号 (茨内共)	1	19	20	21	23	24	1. 公示番号 (茨内共)	2	3	4	5	6	9	10	11	12	13	14	15	17	
(1) 漁業種類等	第1種共同漁業						(1) 漁業種類等	第5種共同漁業													
ア 漁業種類	第1種共同漁業						ア 漁業種類	第5種共同漁業													
イ 漁業の名称	第1種共同漁業						イ 漁業の名称	第5種共同漁業													
えむし					○→×	○	えむし														
しじみ		○→×	○→×	○→×	○	○	しじみ														
かき	○					○	かき														
あさり	○						あさり														
はまぐり	○						はまぐり														
えび							えび	○	○				○→×	○→×		○	○	○			
こい							こい	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ふな							ふな	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
うなぎ							うなぎ		○	○	○	○			○		○	○	○	○	○
わかさぎ							わかさぎ	○→×	○				○→×	○→×		○	○	○			○
もつご							もつご		○	○	○	○									
ひがい							ひがい			○→×	○→×										
たなご							たなご		○	○→×	○→×	○→×	○→×	○→×	○→×						
うぐい							うぐい			○→×	○						○	○	○	○	
にごい							にごい			○→×	○					○	○				
どじょう							どじょう			○	○	○	○→×	○→×							
なまず							なまず			○	○										
あゆ							あゆ			○→×	○					○→×	○	○	○	○	○
おいかわ							おいかわ		○→×	○→×	○	○→×				○	○	○	○	○	○→×
ぼら							ぼら			○→×	○→×						○	○			
はぜ							はぜ									○	○	○	○	○	○
かじか							かじか										○				
やまめ							やまめ										○		○	○	
いわな							いわな												○	○	
もろこ							もろこ		○							○→×					
さくらます							さくらます										○		○		
ウ 漁業時期	1月1日から12月31日まで						ウ 漁業時期	1月1日から12月31日まで													
(2) 漁場の位置 (代表河川名)	利根川	小貝川	鬼怒川	飯沼川 仁連川	那珂川	澗沼 澗沼川	(2) 漁場の位置 (代表河川名)	常陸利根川 利根川	牛久沼 谷田川	小貝川	鬼怒川	飯沼川 仁連川	新利根川	小野川	利根川	桜川	那珂川 緒川	澗沼 澗沼川	久慈川	大北川	
3. 現行漁業権者	はさき	関東 小貝川	関東	関東	那珂川 那珂川第 一	大澗沼	3. 現行漁業権者	常陸川	牛久沼	鬼怒小貝 関東 鬼怒利根 小貝川	鬼怒小貝 関東 鬼怒利根	鬼怒小貝 関東	新利根	新利根	新利根	桜川 霞ヶ浦	那珂川 那珂川第 一	大澗沼	久慈川	大北川	
4. 免許日	令和6年1月1日						4. 免許日	令和6年1月1日													
5. 存続期間	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで						5. 存続期間	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで													

○: 現行の漁業権から引き続き対象とする魚種、○→×: 今回削除を予定している魚種

共同漁業権漁場計画 (案)

1 公示番号 茨内共第1号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

茨城県神栖市のうち旧鹿島郡波崎町（太田を除く。）地先の利根川

(3) 漁場の区域

次の基点第1号とアとを結んだ線から基点第2号とイとを結んだ線までの間の利根川の区域における茨城県水面

基点第1号 茨城県神栖市波崎新港地先の波崎漁港航路護岸に設置した標識

基点第2号 茨城県神栖市太田と同市矢田部との境が利根川左岸に接する点

ア 基点第1号から92度（真方位）の線と利根川右岸との交点

イ 基点第2号から240度55分（真方位）の線と利根川右岸との交点

3 制限又は条件

(1) 操業統数は、かき漁業50か統以内とする。

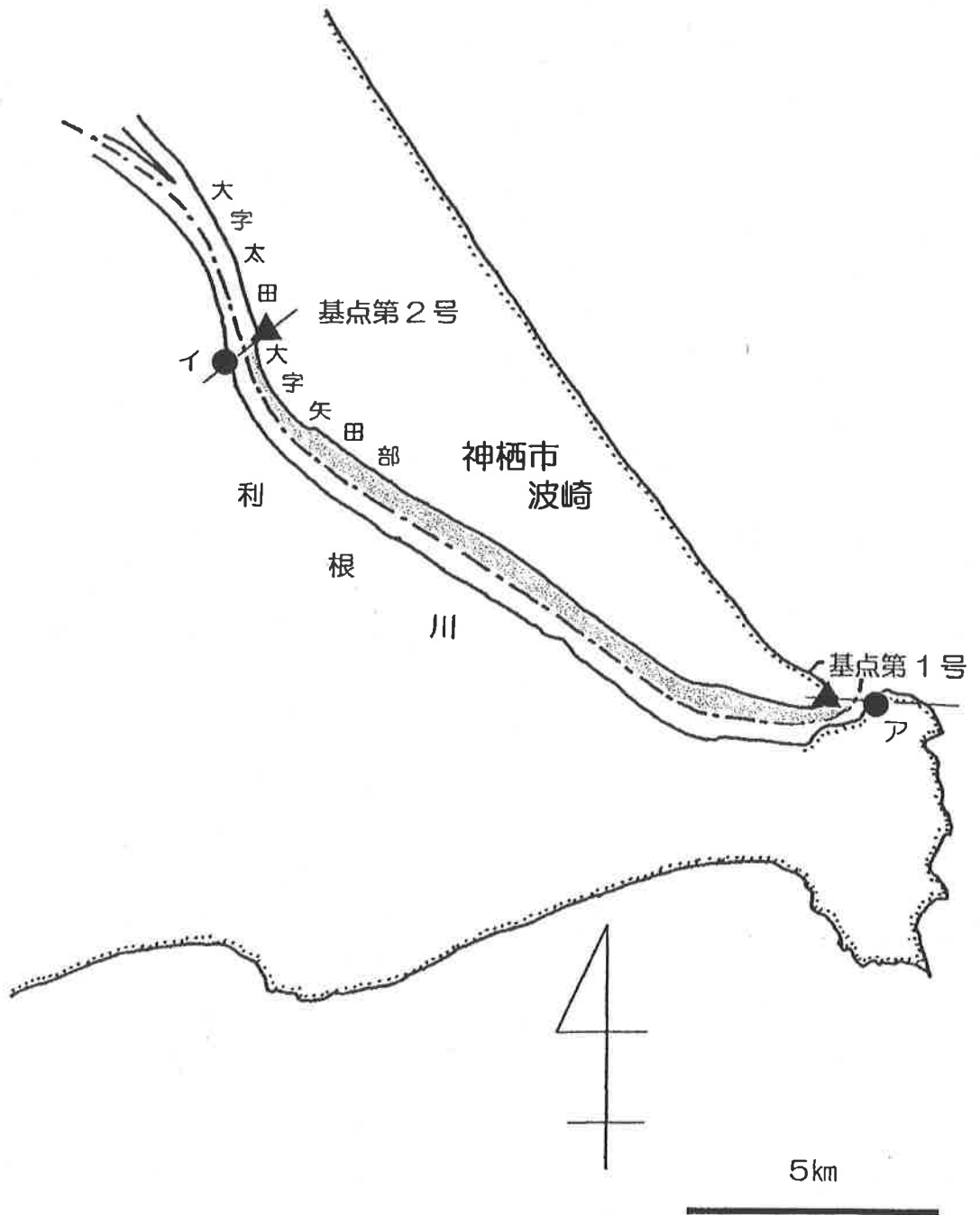
(2) 船舶の航行を妨げてはならない。

4 免許予定日 令和6年1月1日5 申請期間 令和5年7月1日から令和5年8月31日まで

6 関係地区 茨城県神栖市のうち旧鹿島郡波崎町（太田を除く。）

7 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

茨内共第 1 号共同漁業権免許漁場図



1 公示番号 茨内共第2号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	えび漁業	1月1日から12月31日まで
	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	ふな漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

茨城県神栖市のうち旧鹿島郡神栖町及び同郡波崎町大字太田地先の利根川及び常陸利根川

(3) 漁場の区域

次の基点第2号とアとを結んだ線より上流の神栖市地先の利根川並びに常陸利根川の区域における茨城県水面

基点第2号 茨城県神栖市太田と同市矢田部との境が利根川左岸に接する点

ア 基点第2号から240度55分(真方位)の線と利根川右岸との交点

3 制限又は条件

(1) 操業統数は、す建65か統、おだ2か統(おだ1か統とは、おだ3基をいう。)、張網30か統以内とする。

(2) 船舶の航行を妨げてはならない。

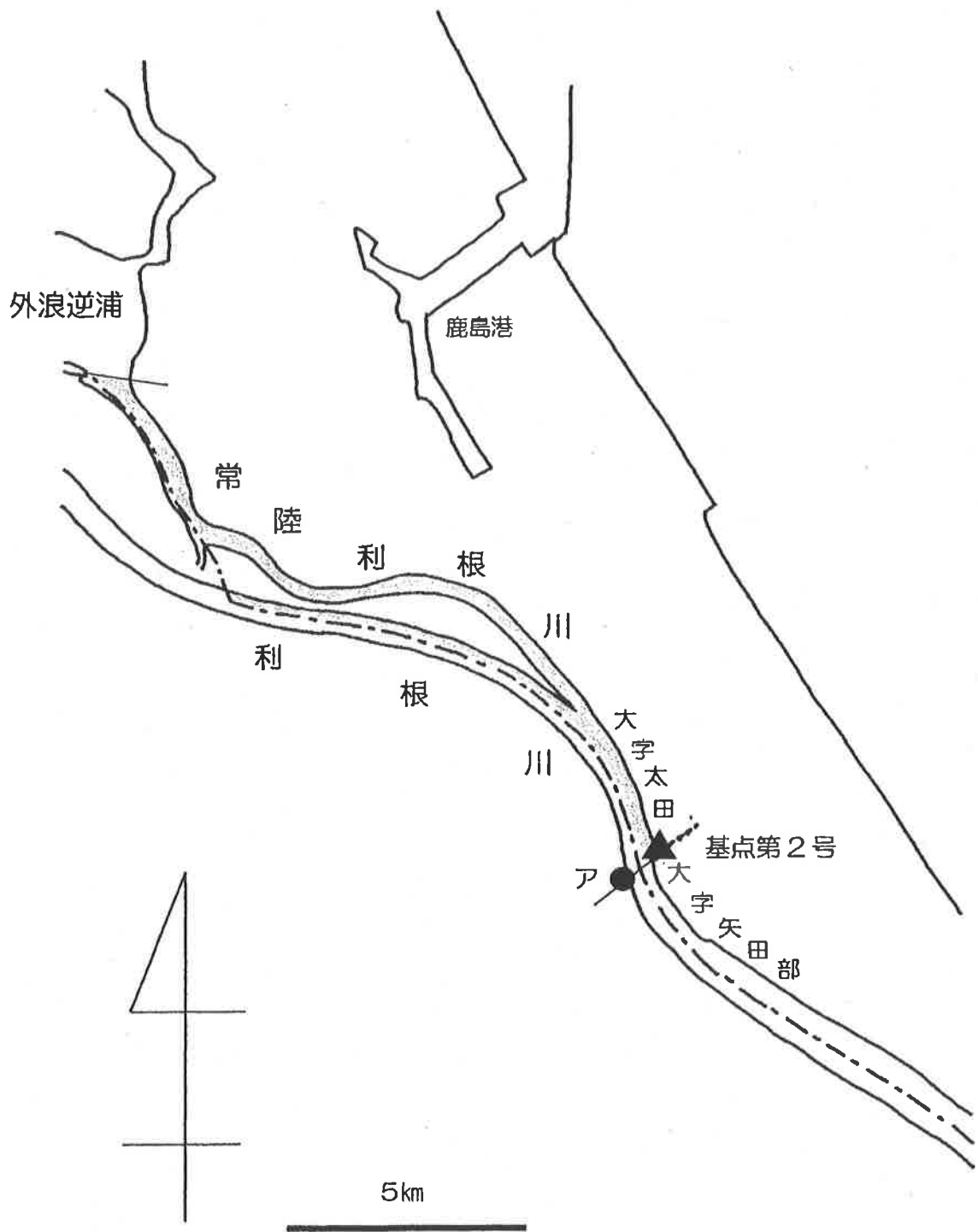
4 免許予定日 令和6年1月1日

5 申請期間 令和5年7月1日から令和5年8月31日まで

6 関係地区 茨城県神栖市太田及び同市のうち旧鹿島郡神栖町

7 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

茨内共第2号共同漁業権免許漁場図



1 公示番号 茨内共第3号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	えび漁業	1月1日から12月31日まで
	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
	うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	わかさぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	もつご漁業	1月1日から12月31日まで
	たなご漁業	1月1日から12月31日まで
	もろこ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

茨城県内の谷田川（牛久沼を含む。）、西谷田川及び稲荷川

(3) 漁場の区域

茨城県龍ケ崎市小通幸谷町地先の谷田川往還橋下流端から上流の谷田川（牛久沼を含む。）、西谷田川及び稲荷川の区域

3 制限又は条件

(1) 操業統数は、おだ40か統（おだ1か統とは、おだ3基をいう。）、す建9か統、長ぶくろ網1か統、張網50か統以内とする。

(2) 船舶の航行を妨げてはならない。

(3) 牛久沼土地改良区の水利に関する指示に従うこと。

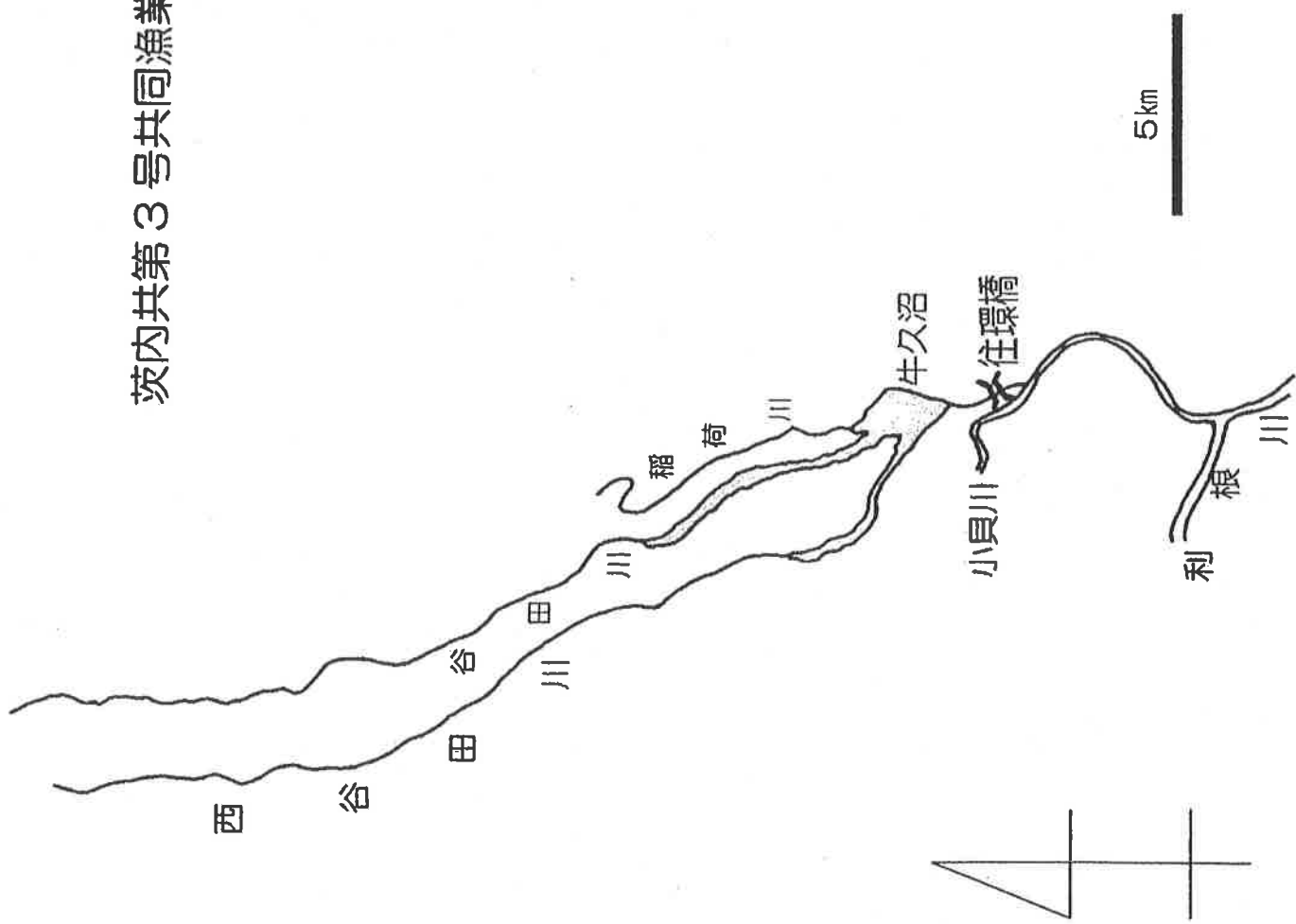
4 免許予定日 令和6年1月1日

5 申請期間 令和5年7月1日から令和5年8月31日まで

6 関係地区 茨城県龍ケ崎市、牛久市、つくば市、つくばみらい市のうち旧筑波郡伊奈町及び取手市のうち旧北相馬郡藤代町

7 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

茨内共第3号共同漁業権免許漁場図



1 公示番号 茨内共第4号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
	うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	もつご漁業	1月1日から12月31日まで
	どじょう漁業	1月1日から12月31日まで
	なまず漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

茨城県内の小貝川及び五行川、大谷川、糸繰川、高木川、八間堀川、中通川その他の小貝川支流並びにそれらに連なる水路

(3) 漁場の区域

次の基点第4号とアとを結んだ線から上流栃木県境までの小貝川及び五行川、大谷川、糸繰川、高木川、八間堀川、中通川その他の小貝川の支流の区域並びに福岡堰土地改良区、岡堰土地改良区及び江連八間土地改良区が管理する水路の区域。ただし、龍ヶ崎市小通幸谷町地先の谷田川往還橋下流端から上流の谷田川を除く。

なお、常総市上蛇町及びつくば市大字上郷字仕出地先の小貝川廃川は、本区域に含まない。

基点第4号 茨城県北相馬郡利根町羽根野地先の小貝川左岸に設置された国土交通省キロ杭0.00

ア 基点第4号から292度(真方位)の線と小貝川右岸との交点

3 制限又は条件

- (1) 操業統数は、まき網20か統、うなぎ長ぶくろ網27か統以内とし、うなぎ長ぶくろ網の操業期間は、9月1日から11月30日までとする。
- (2) 船舶の航行を妨げてはならない。
- (3) 福岡堰土地改良区、岡堰土地改良区及び江連八間土地改良区が管理する区域については、各土地改良区の水利に関する指示に従うこと。

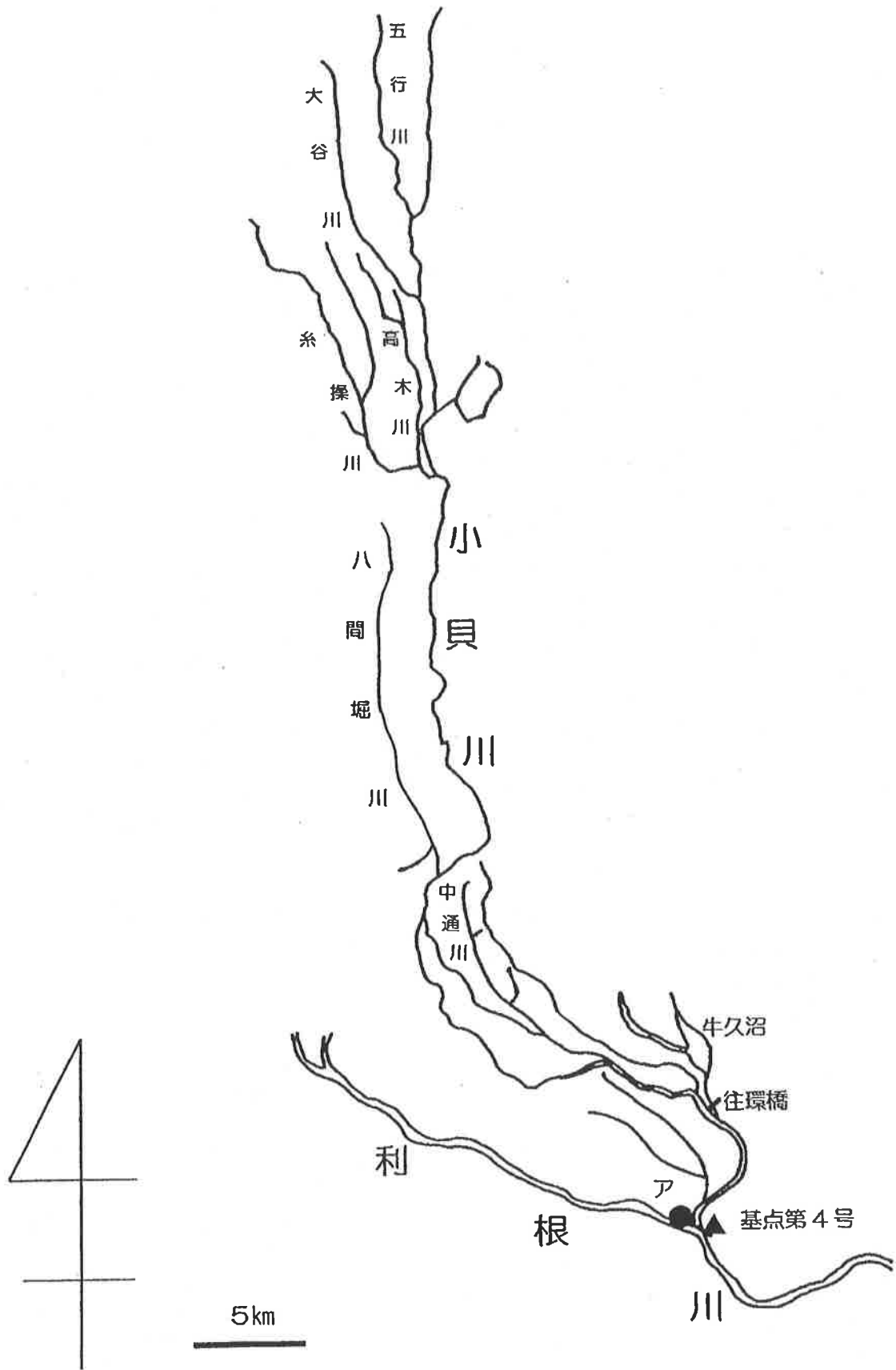
4 免許予定日 令和6年1月1日

5 申請期間 令和5年7月1日から令和5年8月31日まで

6 関係地区 茨城県筑西市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、取手市、つくば市、守谷市、つくばみらい市及び北相馬郡利根町

7 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

茨内共第 4 号共同漁業権免許漁場図



1 公示番号 茨内共第5号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
	うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	もつご漁業	1月1日から12月31日まで
	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
	にごい漁業	1月1日から12月31日まで
	どじょう漁業	1月1日から12月31日まで
	なまず漁業	1月1日から12月31日まで
	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
	おいかわ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

茨城県内の鬼怒川及び田川、山川、北台川その他の鬼怒川の支流

(3) 漁場の区域

次のアとイを結んだ線から上流栃木県境までの鬼怒川及び田川、山川、北台川その他の鬼怒川の支流の区域

基点第5号 茨城県守谷市野木崎地先の鬼怒川左岸に設置された国土交通省キロ杭96.0

ア 基点第5号から212度(真方位)距離303メートルの点

イ 基点第5号から197度(真方位)距離213メートルの点

3 制限又は条件

(1) 操業統数は、まき網23か統、うなぎ長ぶくろ網11か統以内とし、うなぎ長ぶくろ網の操業期間は9月1日から11月30日までとする。

(2) 船舶の航行を妨げてはならない。

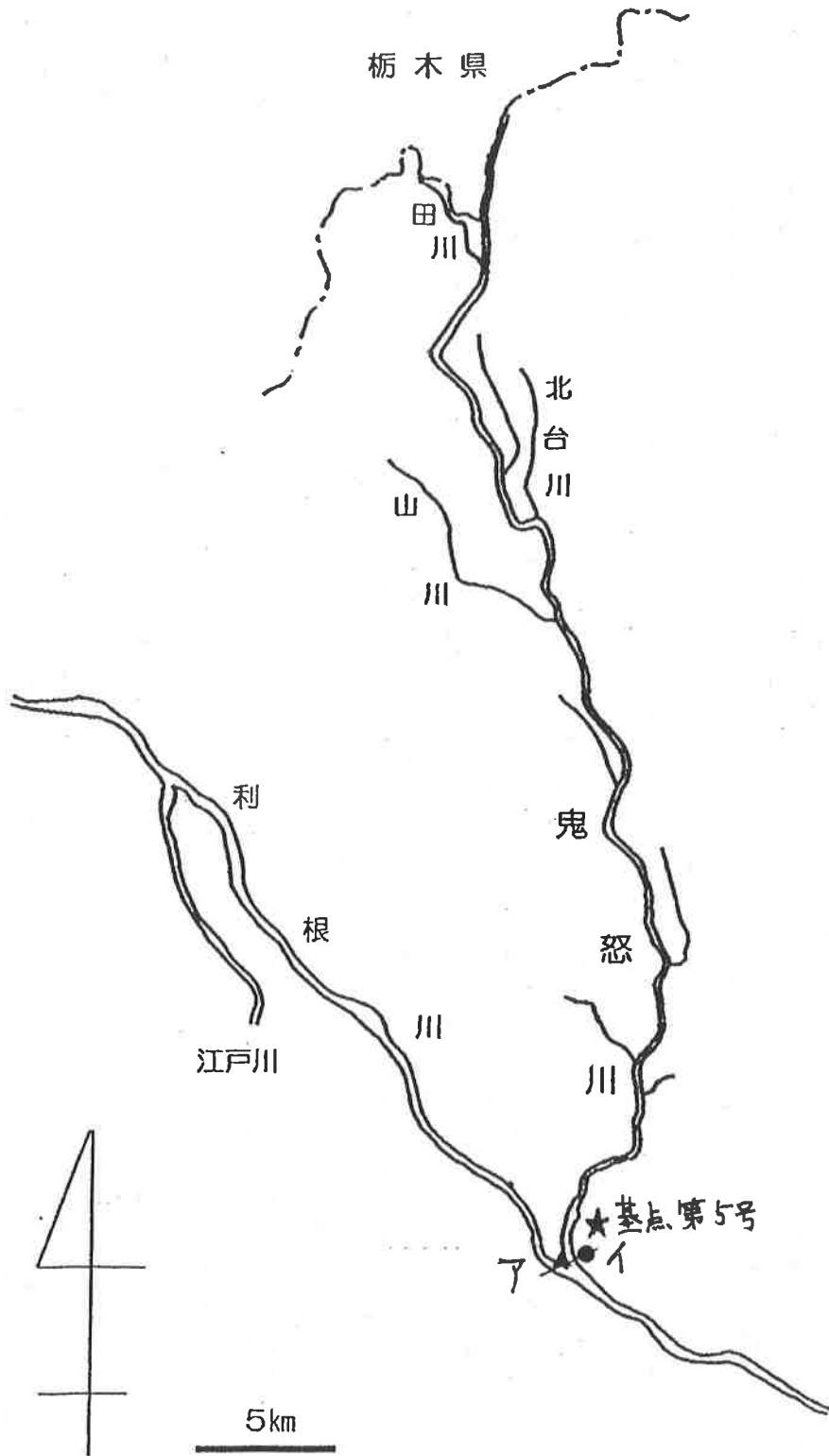
4 免許予定日 令和6年1月1日

5 申請期間 令和5年7月1日から令和5年8月31日まで

6 関係地区 茨城県筑西市のうち旧下館市及び旧真壁郡関城町、結城市、下妻市、常総市、守谷市、結城郡八千代町並びに古河市のうち旧猿島郡三和町

7 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

茨内共第5号共同漁業権免許漁場図



1 公示番号 茨内共第6号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
	うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	もつご漁業	1月1日から12月31日まで
	どじょう漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

茨城県内の飯沼川（菅生沼を含む。）、東仁連川、西仁連川、横仁連川及び江川

(3) 漁場の区域

飯沼川（菅生沼を含む。）の区域における茨城県水面並びに東仁連川、西仁連川、横仁連川及び江川の区域

3 免許予定日 令和6年1月1日

4 申請期間 令和5年7月1日から令和5年8月31日まで

5 関係地区 茨城県結城市、常総市、坂東市、結城郡八千代町及び古河市のうち旧猿島郡三和町

6 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

1 公示番号 茨内共第9号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	ふな漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

茨城県内の新利根川及びその支流（破竹川及び大正堀川に限る。）並びに旧小貝川の
麿川

(3) 漁場の区域

茨城県稲敷市地先の新利根川川口（同市上須田地先の新利根河口水閘門）から上流の
新利根川及びその支流（破竹川及び大正堀川に限る。）の区域並びに旧小貝川の麿川の
区域

3 制限又は条件

(1) 操業統数は、建網、長ぶくろ網及び張網は各15か統、おだは20か統（おだ1か統と
は、おだ3基をいう。）以内とする。

(2) 船舶の航行を妨げてはならない

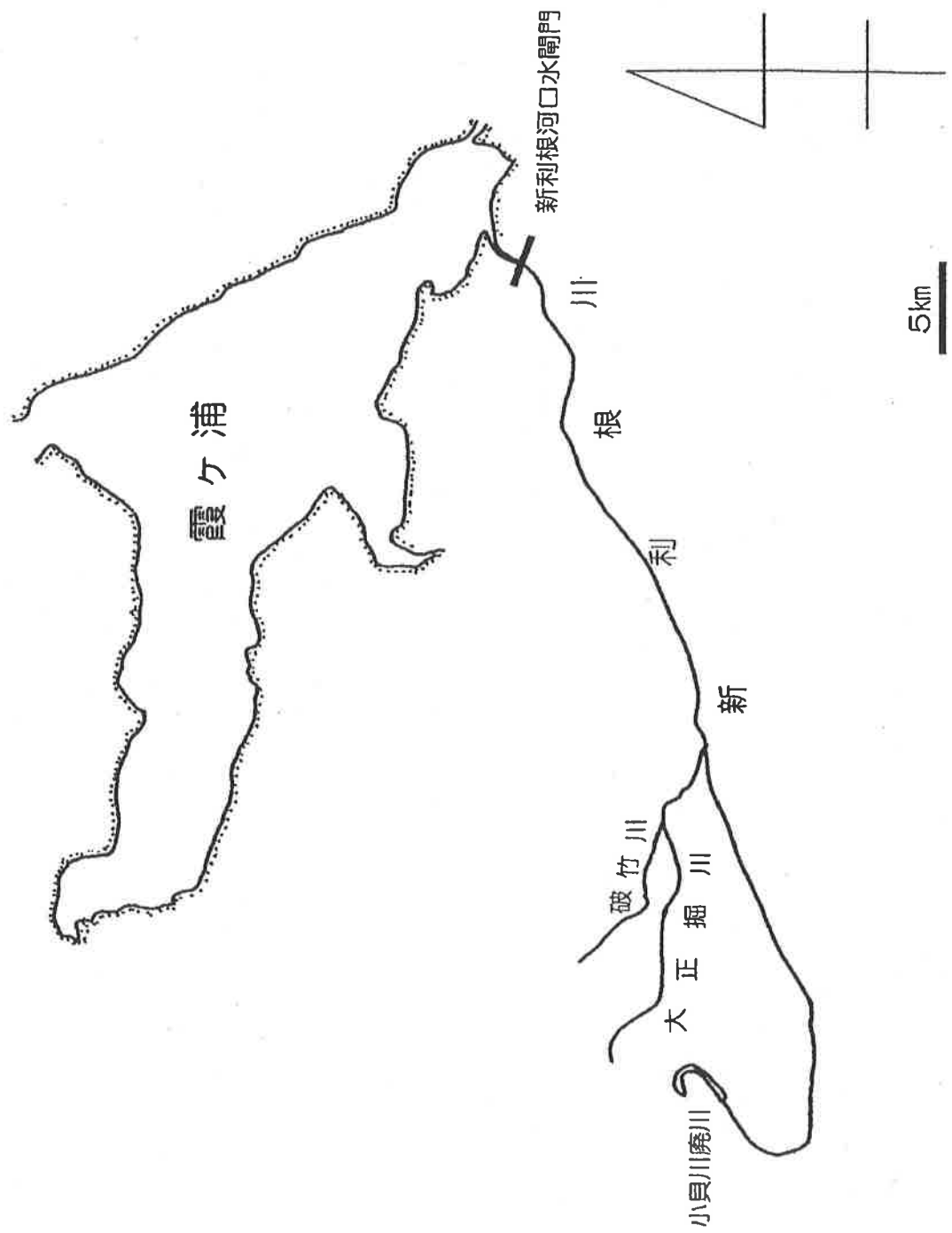
4 免許予定日 令和6年1月1日

5 申請期間 令和5年7月1日から令和5年8月31日まで

6 関係地区 茨城県龍ケ崎市、稲敷市のうち旧稲敷郡東町及び旧稲敷郡新利根町、稲敷郡
河内町並びに北相馬郡利根町

7 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

茨内共第9号共同漁業権免許漁場図



1 公示番号 茨内共第10号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	ふな漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

茨城県内の小野川及び乙戸川その他の支流

(3) 漁場の区域

茨城県稲敷市地先の小野川川口（同市古渡地先の古渡橋下流端）から上流の小野川及び乙戸川その他の支流の区域

3 制限又は条件

(1) 張網の操業統数は、12か統以内とする。

(2) 船舶の航行を妨げてはならない。

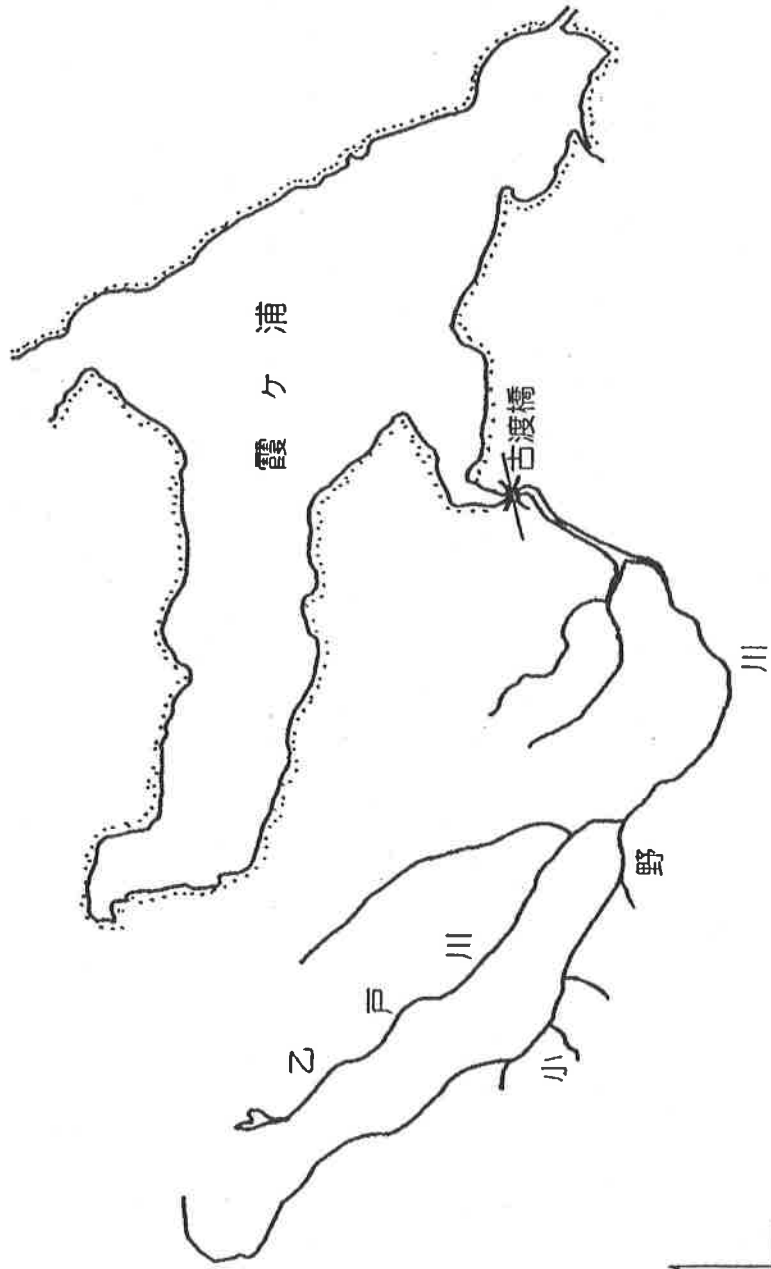
4 免許予定日 令和6年1月1日

5 申請期間 令和5年7月1日から令和5年8月31日まで

6 関係地区 茨城県龍ヶ崎市、牛久市、つくば市、稲敷市（旧稲敷郡東町を除く。）及び稲敷郡阿見町

7 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

茨内共第10号共同漁業権免許漁場図



1 公示番号 茨内共第 11 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 5 種共同漁業	こい漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	ふな漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	うなぎ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置

茨城県稲敷市地先の利根川

(3) 漁場の区域

次の基点第 15 号とイとを結ぶ線から下流の茨城県稲敷市地先の利根川の区域における茨城県水面

基点第 15 号 千葉県香取市と香取郡神崎町との境界線と利根川右岸との交点

イ 基点第 15 号から 352 度（真方位）の線と利根川左岸との交点

3 制限又は条件

(1) 操業統数は、建網、うなぎ長ぶくろ網及び張網各 5 か統以内とする。

(2) 船舶の航行を妨げてはならない。

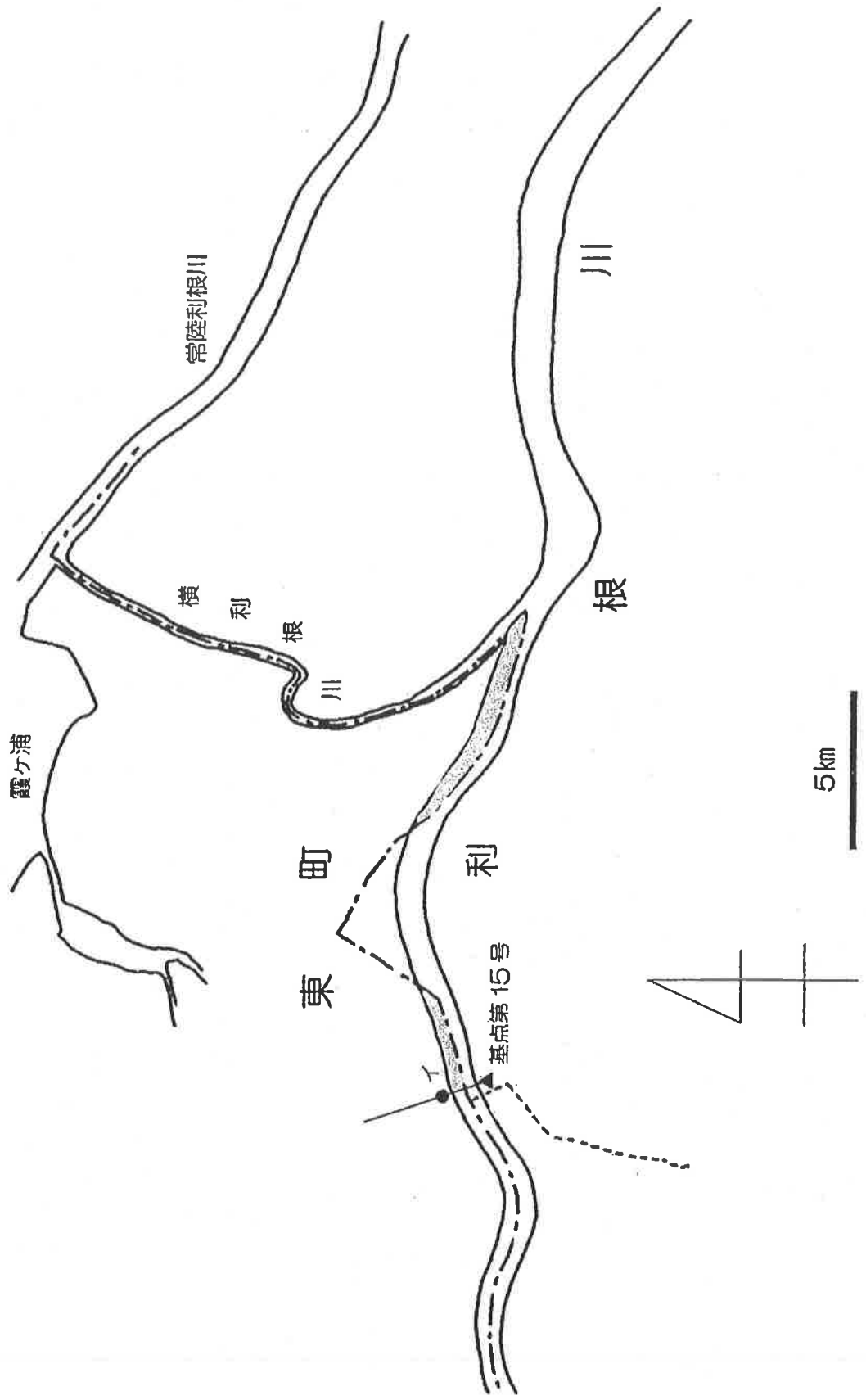
4 免許予定日 令和 6 年 1 月 1 日

5 申請期間 令和 5 年 7 月 1 日から 令和 5 年 8 月 31 日まで

6 関係地区 茨城県稲敷市のうち旧稲敷郡東町

7 存続期間 令和 6 年 1 月 1 日から 令和 15 年 12 月 31 日まで

茨内共第11号共同漁業権免許漁場図



1 公示番号 茨内共第 12 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 5 種共同漁業	えび漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こい漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	ふな漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	わかさぎ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	にごい漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	おいかわ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	はぜ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置

茨城県土浦市、つくば市、桜川市、筑西市地先の桜川及びその支流

(3) 漁場の区域

次の基点第 16 号と基点第 17 号とを結んだ線から上流の桜川及びその支流の区域並びにつくば市筑波土地改良区、つくば市松塚土地改良区、新治土地改良区及び桜川市土地改良区が管理する水路の区域

基点第 16 号 桜川河口（土浦市港町地先）左岸の国土交通省河川管理境界標識

基点第 17 号 桜川河口（土浦市河原町地先）右岸の国土交通省河川管理境界標識

3 制限又は条件

(1) 操業統数は、す建 5 か統、四ッ手網 22 か統以内とする。

(2) 船舶の航行を妨げてはならない。

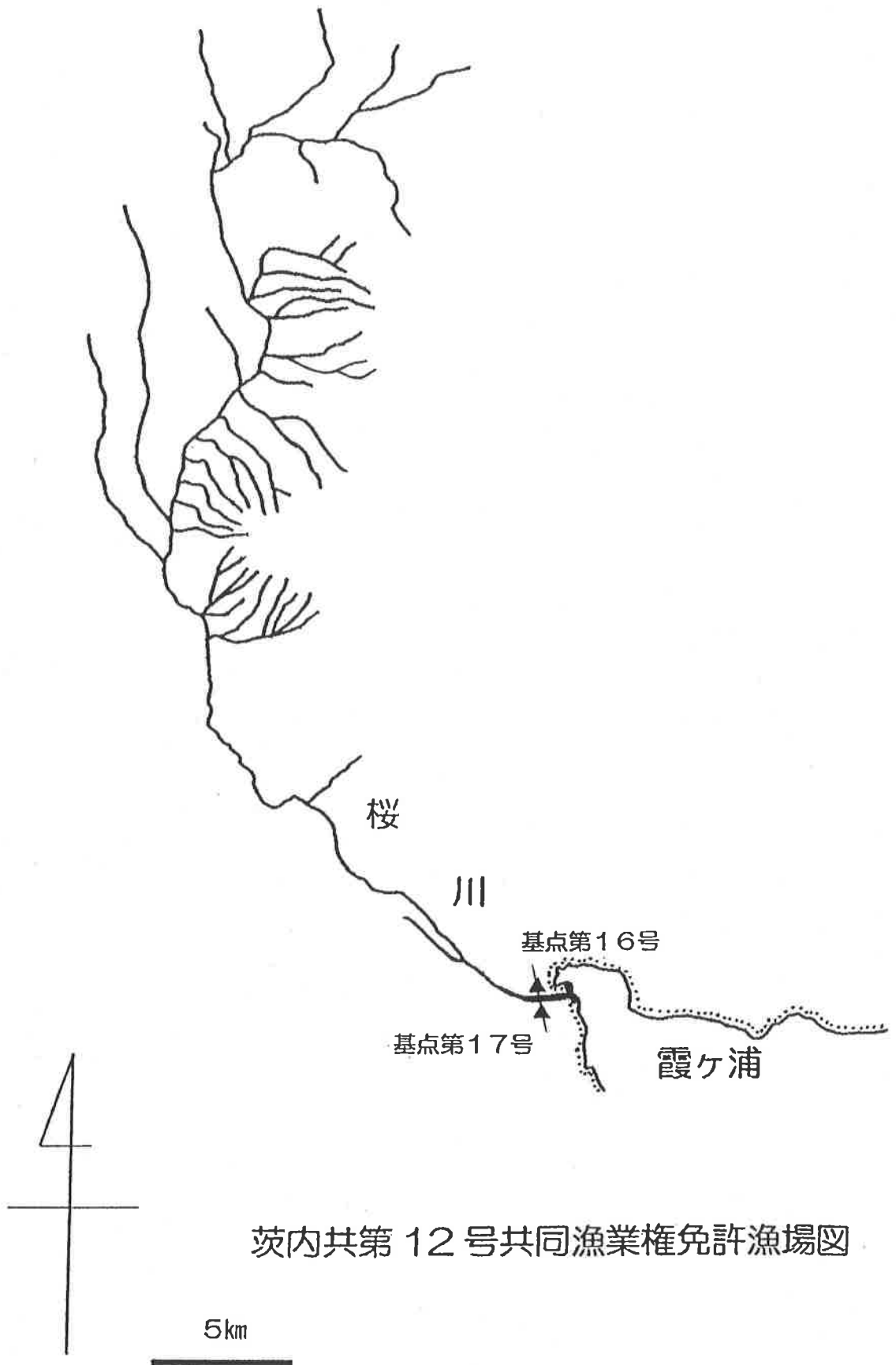
(3) つくば市筑波土地改良区、つくば市松塚土地改良区、新治土地改良区及び桜川市土地改良区が管理している区域については、各土地改良区の水利に関する指示に従うこと。

4 免許予定日 令和 6 年 1 月 1 日

5 申請期間 令和 5 年 7 月 1 日から 令和 5 年 8 月 31 日まで

6 関係地区 茨城県土浦市、つくば市、桜川市並びに筑西市のうち旧真壁郡明野町及び真壁郡協和町

7 存続期間 令和 6 年 1 月 1 日から 令和 15 年 12 月 31 日まで



茨内共第12号共同漁業権免許漁場図

1 公示番号 茨内共第13号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	えび漁業	1月1日から12月31日まで
	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
	うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	わかさぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
	にごい漁業	1月1日から12月31日まで
	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
	おいかわ漁業	1月1日から12月31日まで
	ぼら漁業	1月1日から12月31日まで
	はぜ漁業	1月1日から12月31日まで
	かじか漁業	1月1日から12月31日まで
	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

茨城県内の那珂川及び緒川その他の支流（涸沼川を除く。）

(3) 漁場の区域

次の基点乙とアとを結んだ線から上流栃木県境までの那珂川及び緒川その他の支流の区域。ただし、基点第10号とイとを結んだ線から上流の涸沼川を除く。

基点乙 那珂湊漁港取付護岸に設置した標識

基点第10号 茨城県水戸市川又町の東端

ア 基点乙から128度（真方位）の線と対岸との交点

イ 基点第10号から110度（真方位）の線と対岸との交点

3 制限又は条件

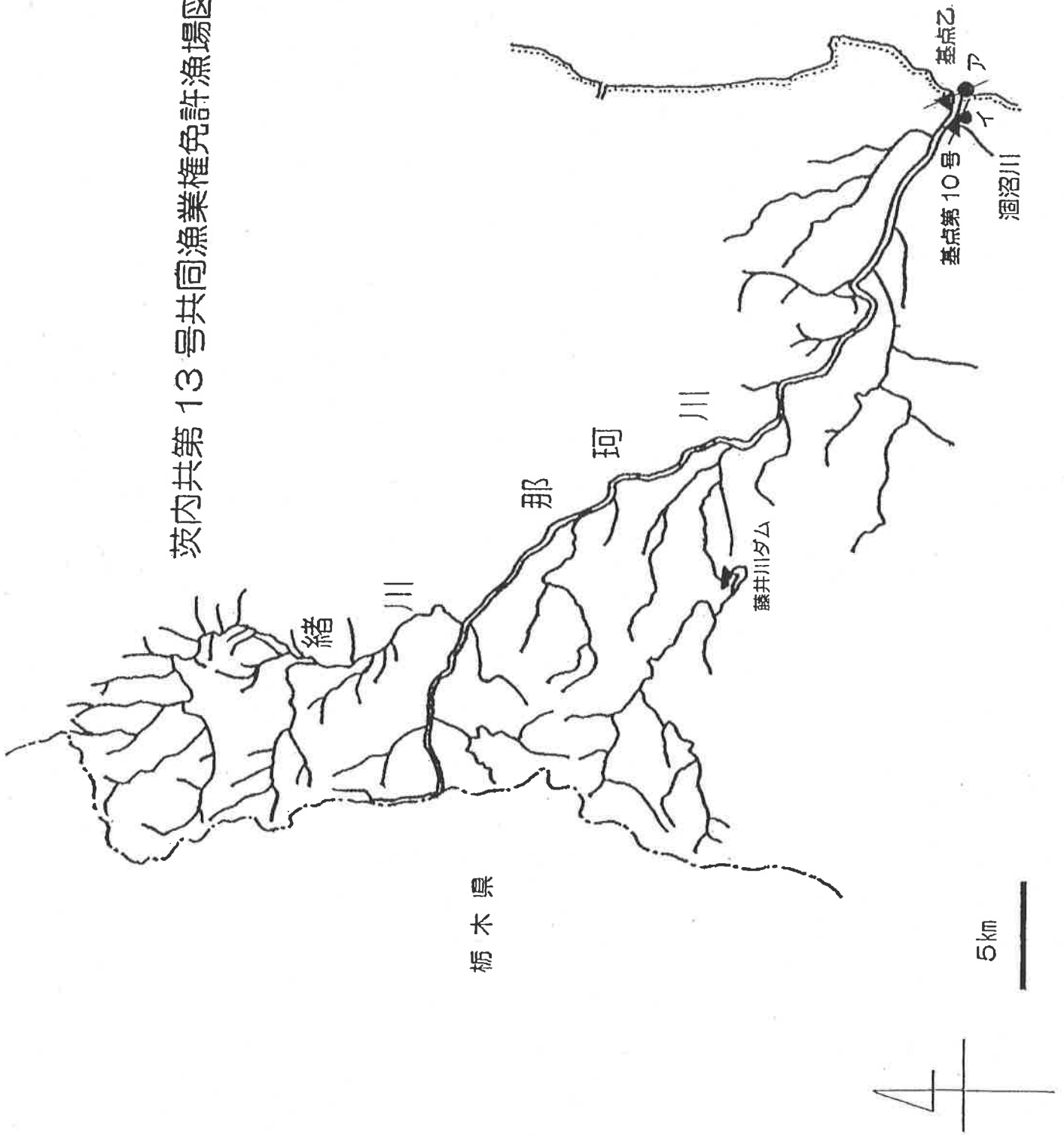
(1) 魚せきの操業統数は、5か統以内とし、操業期間は、9月1日から12月31日までとする。

(2) 船舶の航行を妨げてはならない。

4 免許予定日 令和6年1月1日

- 5 申請期間 令和5年7月1日から令和5年8月31日まで
- 6 関係地区 茨城県水戸市、ひたちなか市、東茨城郡大洗町、城里町、常陸大宮市及び那珂市
- 7 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

茨内共第13号共同漁業権免許漁場図



栃木県

1 公示番号 茨内共第 14 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 5 種共同漁業	えび漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	こい漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	ふな漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	うなぎ漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	わかさぎ漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	うぐい漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	あゆ漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	おいかわ漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	ぼら漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	はぜ漁業	1 月 1 日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

茨城県内の涸沼川（涸沼を含む。）及びその支流

(3) 漁場の区域

次の基点第 10 号とイとを結んだ線から上流の涸沼川（涸沼を含む。）及びその支流の区域

基点第 10 号 茨城県水戸市川又町の東端

イ 基点第 10 号から 110 度（真方位）の線と対岸との交点

3 制限又は条件

(1) 操業統数は、長ぶくろ網 10 か統、す巻 8 か統、張網 40 か統、おだ 20 か統（おだ 1 か統とは、おだ 3 基をいう。）以内とする。

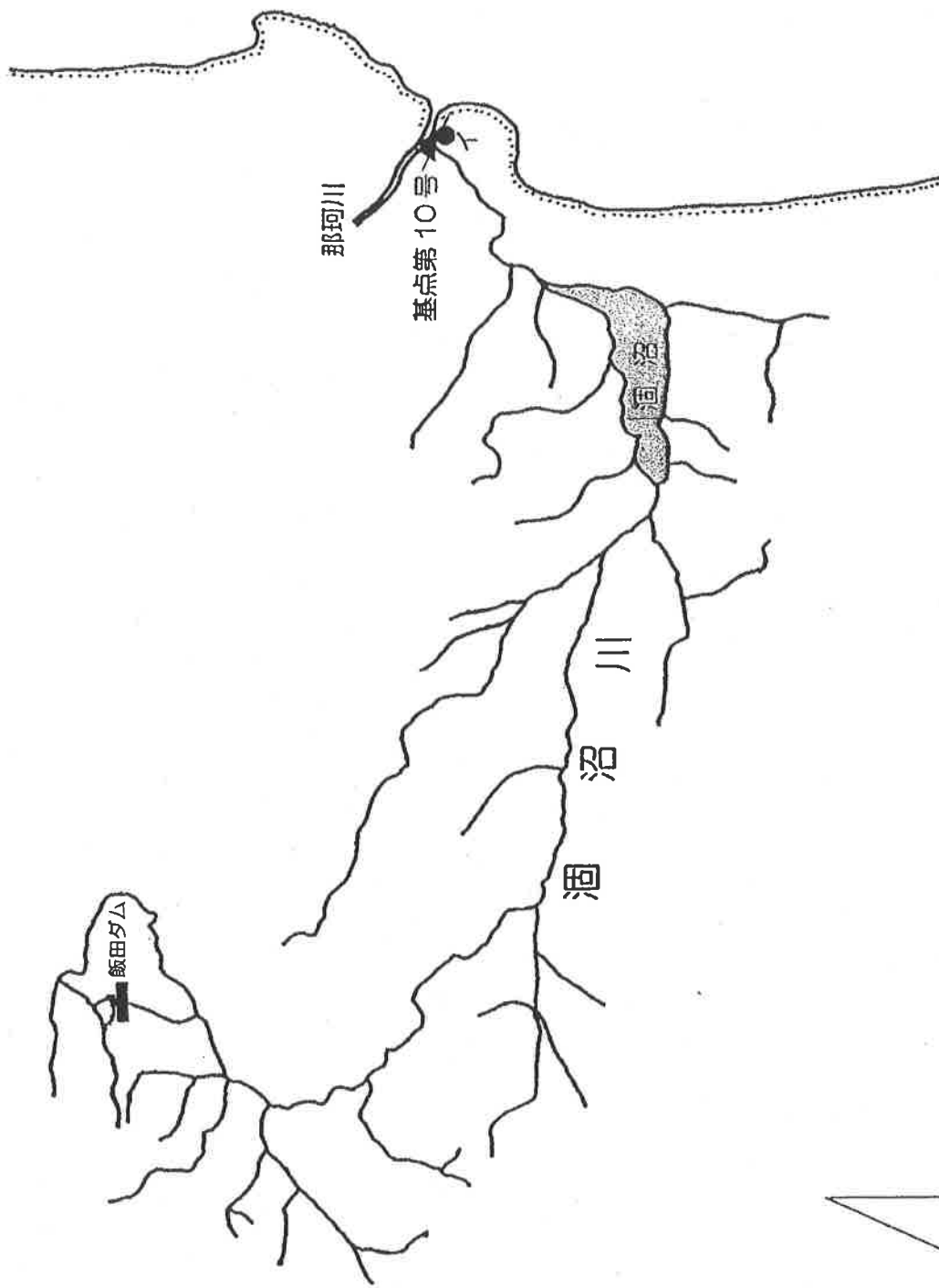
(2) 船舶の航行を妨げてはならない。

4 免許予定日 令和 6年 1 月 1 日

5 申請期間 令和 5年 7 月 1 日から令和 5年 8 月 31 日まで

6 関係地区 茨城県水戸市、笠間市、東茨城郡大洗町、同郡茨城町及び鉾田市のうち旧鹿島郡旭村

7 存続期間 令和 6年 1 月 1 日から令和 15年 12 月 31 日まで



茨内共第14号共同漁業権免許漁場図

1 公示番号 茨内共第 15 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
	うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
	おいかわ漁業	1月1日から12月31日まで
	はぜ漁業	1月1日から12月31日まで
	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
	いわな漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

茨城県内の久慈川及び山田川、里川その他の久慈川の支流並びに久慈川廃川

(3) 漁場の区域

次の基点第 11 号と基点第 12 号とを結んだ線から上流福島県境までの久慈川及び山田川、里川その他の久慈川の支流並びに常陸太田市栗原地先の久慈川廃川の区域。ただし、竜神ダムより上流の竜神川を除く。

基点第 11 号 茨城県日立市留町地先の日立港南防波堤屈折部頂点

基点第 12 号 茨城県那珂郡東海村豊岡地先の久慈川導流堤突端

3 制限又は条件

(1) 魚せきの操業統数は、27 か統以内とし、操業期間は、9月15日から11月30日までとする。

(2) 船舶の航行を妨げてはならない。

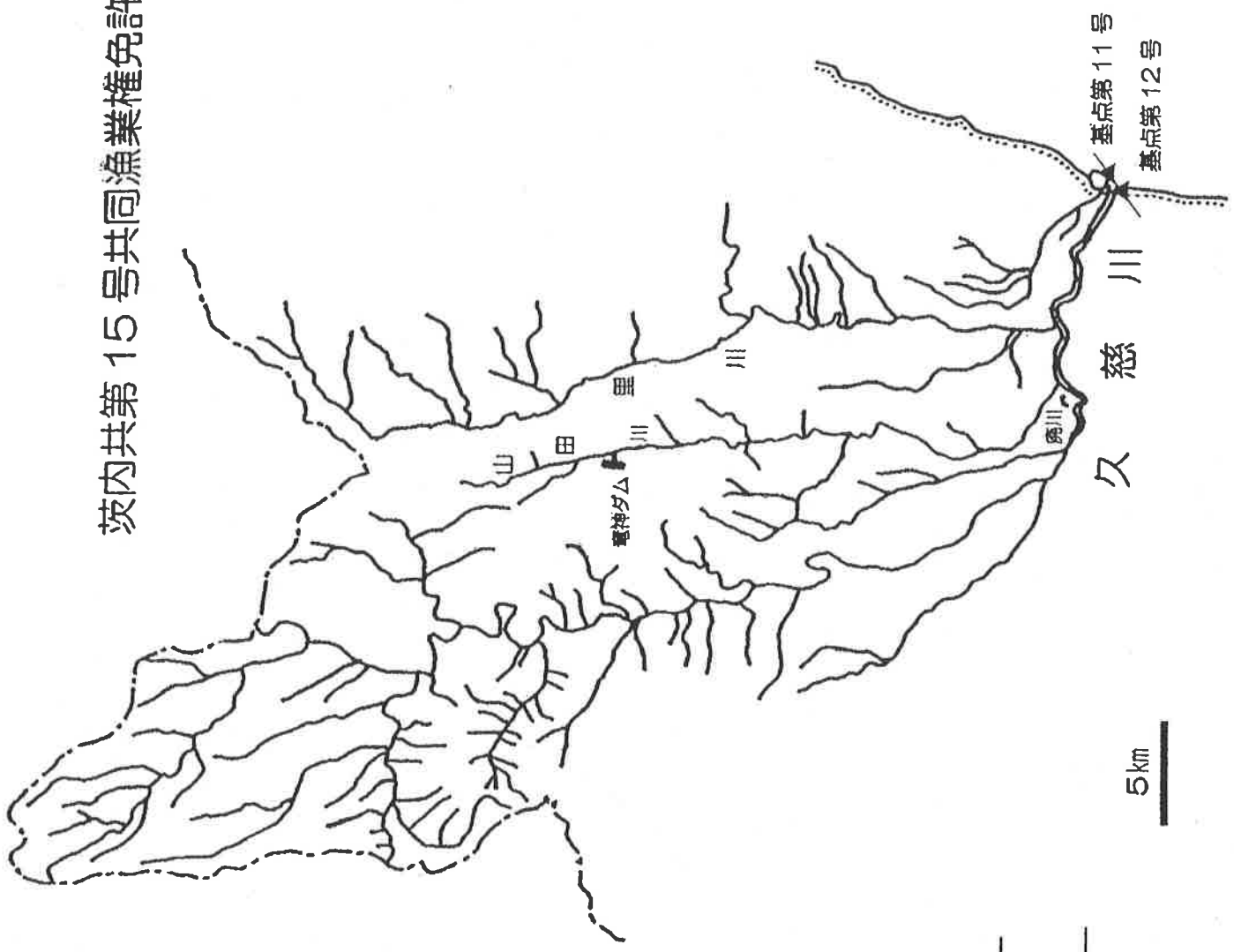
4 免許予定日 令和6年1月1日

5 申請期間 令和5年7月1日から令和5年8月31日まで

6 関係地区 茨城県日立市、常陸太田市、常陸大宮市のうち旧那珂郡山方町及び同郡大宮町、那珂市、那珂郡東海村並びに久慈郡大子町

7 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

茨内共第15号共同漁業権免許漁場図



1 公示番号 茨内共第 17 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 5 種共同漁業	こい漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	ふな漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	うなぎ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	わかさぎ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	うぐい漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	あゆ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	はぜ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	やまめ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	いわな漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置

茨城県内の大北川及び花園川その他の支流並びにそれらに連なる水路

(3) 漁場の区域

次のアとイを結んだ線から上流の大北川及び花園川その他の支流並びにそれらに連なる水路の区域。ただし、次の基点第 14 号の 1 から 191 度 48 分 36 秒（真方位）の線と基点第 14 号の 2 から 191 度 48 分 36 秒（真方位）の線との間の大北川の区域を除く。

基点第 14 号 茨城県北茨城市磯原町磯原地先の天妃山に設置された三等三角点

基点第 14 号の 1 茨城県高萩市大字横川 1521 番地 4 に設置した標柱

基点第 14 号の 2 茨城県高萩市大字横川 1534 番地 3 に設置した標柱

ア 基点第 14 号から 285 度（真方位）49.7 メートルの点

イ 基点第 14 号から 267 度（真方位）57.0 メートルの点

3 制限又は条件

地方公共団体の行う河川工事に対し、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

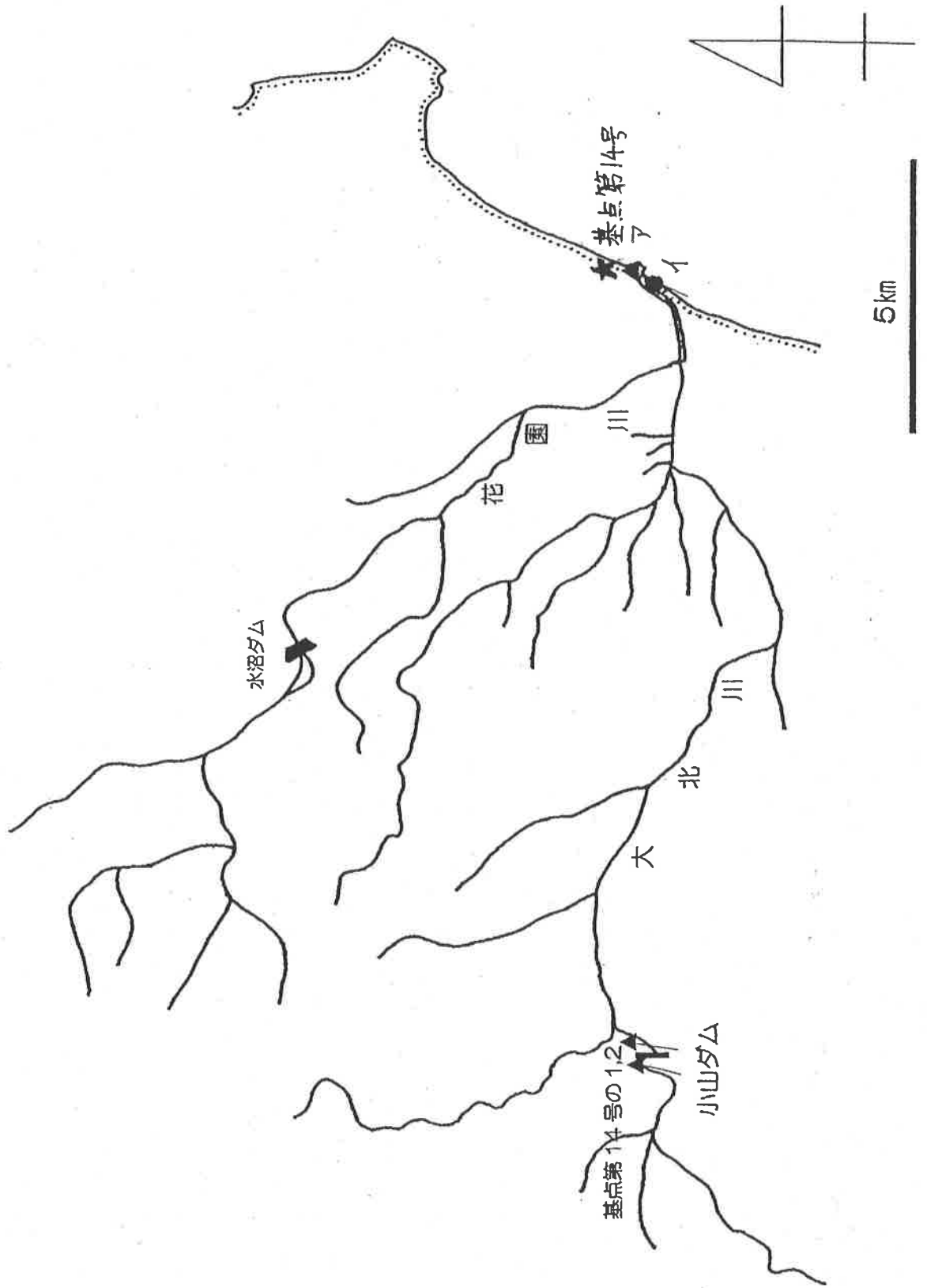
4 免許予定日 令和 6 年 1 月 1 日

5 申請期間 令和 5 年 7 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

6 関係地区 茨城県北茨城市及び高萩市

7 存続期間 令和 6 年 1 月 1 日から令和 15 年 12 月 31 日まで

茨内共第17号共同漁業権免許漁場図



1 公示番号 茨内共第 23 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

茨城県水戸市、ひたちなか市、東茨城郡大洗町及び那珂市地先の那珂川及びその支流
(酒沼川を除く。)

(3) 漁場の区域

次の基点乙とアとを結んだ線から上流水戸市中河内町地先の千歳橋下流端までの那珂川及びその支流の区域。ただし、基点第 10 号とイとを結んだ線から上流の酒沼川を除く。

基点乙 那珂湊漁港取付護岸に設置した標識

基点第 10 号 茨城県水戸市川又町の東端

ア 基点乙から 128 度 (真方位) の線と対岸との交点

イ 基点第 10 号から 110 度 (真方位) の線と対岸との交点

3 制限又は条件

(1) 船舶の航行を妨げてはならない

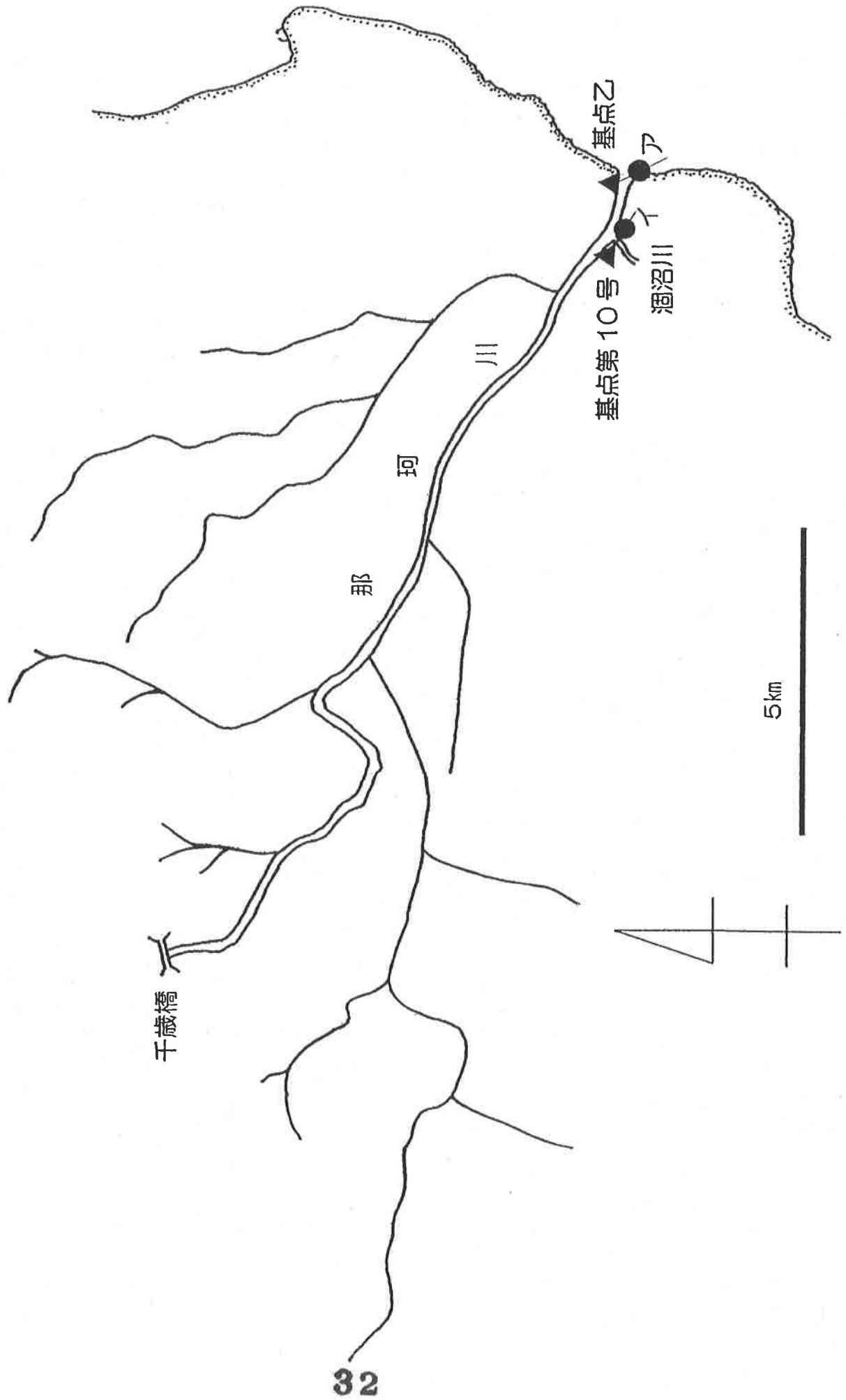
4 免許予定日 令和6年1月1日

5 申請期間 令和5年7月1日から令和5年8月31日まで

6 関係地区 茨城県水戸市 (ただし、岩根町、飯富町、上国井町、下国井町及び内原町を除く。)、ひたちなか市、東茨城郡大洗町及び那珂市 (瓜連を除く。)

7 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

茨内共第23号共同漁業権免許漁場



1 公示番号 茨内共第 24 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで
	えむし漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

茨城県水戸市、東茨城郡大洗町、同郡茨城町及び鉾田市地先の涸沼川（涸沼を含む。）
並びにその支流

(3) 漁場の区域

次の基点第 10 号とイとを結んだ線から上流東茨城郡茨城町上石崎地先の涸沼大橋下
流端までの涸沼川（涸沼を含む。）及びその支流の区域

基点第 10 号 茨城県水戸市川又町の東端

イ 基点第 10 号から 110 度（真方位）の線と対岸との交点

3 制限又は条件

(1) 船舶の航行を妨げてはならない

4 免許予定日 令和6年1月1日

5 申請期間 令和5年7月1日から令和5年8月31日まで

6 関係地区 茨城県水戸市、東茨城郡大洗町、同郡茨城町及び鉾田市のうち旧鹿島郡旭村

7 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

採捕の許可について

資料No. 2

令和4年12月15日
茨城県農林水産部漁政課

茨城県内水面漁業調整規則第30条に基づく水産動植物の採捕の許可のうち、本年度中に許可期間が満了する以下の漁具漁法については、現行の取扱要領に基づき更新又は新規許可の発給作業を行う。

1 雑魚建さし網

(1) 現行許可の概要

許可する統数	茨内共第1号共同漁業権 84以内 茨内共第2号共同漁業権 50以内
採捕区域	茨内共第1号共同漁業権漁場区域(利根川下流、神栖市地先) 茨内共第2号共同漁業権漁場区域(常陸利根川及び利根川、神栖市地先)
採捕期間	1月1日から12月31日まで
許可有効期間	茨内共第1号共同漁業権 令和2年3月15日～令和4年3月14日 茨内共第2号共同漁業権 令和2年1月1日～令和4年12月31日

(2) 許可件数の推移 (H26～R4)

漁協\年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4*
はさき	72	72	72	72	70	68	64	63	63
常陸川	42	42	38	40	40	40	34	34	34

(3) 採捕状況

漁協	期間	H31.1.1～	R2.1.1～	R3.1.1～
		R1.12.31	R2.12.31	R3.12.31
はさき	採捕人数(人・日)	0	0	0
	採捕重量(kg)	0	0	0
常陸川	採捕人数(人・日)	174	114	243
	採捕重量(kg)	10,517	10,022	41,918

(4) 要望等 (漁協聞き取り)

はさき：現許可期間中の採捕は無かったが、漁業経営の手段確保に必要なので引き続き許可を希望する。

常陸川：引き続き許可を希望する。

2 さより建さし網

(1) 現行許可の概要

許可する統数	15 件以内
採捕区域	茨内共第 14 号共同漁業権漁場区域 (涸沼川)
採捕期間	3 月 15 日から 5 月 31 日まで
許可有効期間	令和 2 年 3 月 1 日～令和 5 年 2 月末日

(2) 許可件数の推移 (H26～R4)

漁協\年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4※
大涸沼	9	9	9	9	9	9	8	8	8

(3) 採捕状況

期 間	H31. 3. 15～ R1. 5. 31	R2. 3. 15～ R2. 5. 31	R3. 3. 15～ R4. 5. 31
採捕日数 (人・日)	52	51	65
採捕重量 (kg)	128	60	90

(4) 要望等 (漁協聞き取り)

引き続き、現行の内容で許可を希望する。

3 にしん建さし網

(1) 現行許可の概要

許可する統数	茨内共第 13 号共同漁業権 40 件以内 茨内共第 14 号共同漁業権 125 件以内
採捕区域	茨内共第 13 号共同漁業権漁場内 (那珂川) 茨内共第 14 号共同漁業権漁場内 (涸沼川(涸沼含む))
採捕期間	12 月 16 日から翌年 3 月 31 日まで
許可有効期間	令和元年 12 月 16 日～令和 4 年 12 月 15 日

(2) 許可件数の推移 (H26～R4)

漁協\年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4※
那珂川第一	9	9	9	7	7	7	6	6	6
大涸沼	1	1	1	1	1	1	0	0	0

(3) 採捕状況

那珂川第一

期 間	R1. 12. 16～ R2. 3. 31	R2. 12. 16～ R3. 3. 31	R3. 12. 16～ R4. 3. 31
採捕日数 (人・日)	53	50	38
採捕重量 (kg)	8	13	6

(4) 要望等 (漁協聞き取り)

那珂川第一：漁獲量の減少や放射能汚染の不安により操業者が減少。不安が解消すれば操業を再開したいため、引き続き許可を希望する。

4 しらうお建さし網

(1) 現行許可の概要

許可する統数	35 件以内
採捕区域	茨内共第 14 号共同漁業権漁場区域内のうち、東茨城郡茨城町下石崎米津岬大杭南端と同郡大洗町神山町広浦干拓排水機場南端を結んだ線、並びに同郡大洗町、茨城町及び鉾田市の湖岸線によって囲まれた涸沼
採捕期間	4 月 1 日から翌年 2 月末日まで
許可有効期間	令和 2 年 1 月 1 日～令和 4 年 12 月 31 日

(2) 許可件数の推移 (H25～R4)

漁協\年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4*
大涸沼	18	18	18	29	29	29	26	26	26

(3) 採捕状況

期 間	H31. 4. 1～ R2. 2. 29	R2. 4. 1～ R3. 2. 28	R3. 4. 1～ R4. 2. 28
採捕日数 (人・日)	75	72	129
採捕重量 (kg)	116	124	241

(4) 要望等 (漁協聞き取り)

引き続き、現在の内容で許可を希望する。

5 しらうおこませ掛ぶくろ網

(1) 現行許可の概要

許可する統数	49 件以内
採捕区域	茨内共第 1 号共同漁業権漁場内 (利根川、神栖市地先)
採捕期間	4 月 1 日から翌年 2 月末日まで
許可有効期間	令和 2 年 1 月 1 日～令和 4 年 12 月 31 日

(2) 許可件数の推移 (H25～R4)

漁協\年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4*
はさき	47	47	47	47	47	47	47	46	46

(3) 採捕状況

期 間	H31. 4. 1～ R2. 2. 29	R2. 4. 1～ R3. 2. 28	R3. 4. 1～ R4. 2. 28
採捕日数 (人・日)	1	0	0
採捕重量 (kg)	7.5	0	0

(4) 要望等 (漁協聞き取り)

操業実績は皆無に等しいが、漁業経営の手段確保に必要なので引き続き許可の希望する。

6 しじみかき

(1) 現行許可の概要

許可する統数 (考え方)	当該共同漁業権の免許を受けていた者の組合員であって、かつ、現にその漁業を行使していた者、相続によりその地位を承継した者及び許可受有者のもとで当該漁業に従事していた者であって、許可受有者の廃業に伴い自立しようとする者に限る。
採捕区域	当該共同漁業権の漁場区域
採捕期間	4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
許可有効期間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

(2) 許可件数の推移 (H26～R4)

漁協\年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4*
はさき	13	13	13	13	11	10	9	9	9
常陸川	14	14	14	13	13	13	13	13	13

(3) 採捕状況 ※R4年度は11月末現在

漁協	期 間	R2. 4. 1～ R3. 3. 31	R3. 4. 1～ R4. 3. 31	R4. 4. 1～ R5. 3. 31※
はさき	採捕人数(人・日)	0	0	0
	採捕重量(kg)	0	0	0
常陸川	採捕人数(人・日)	537	525	366
	採捕重量(kg)	540	523	361

(4) 要望等(漁協聞き取り)

はさき：引き続き許可を希望する。 ※種苗放流毎年実施

常陸川：引き続き許可を希望する。 ※種苗放流毎年実施

公 告

(茨城県内水面漁場管理委員会)

◎内水面漁場計画に関する公聴会開催

漁業法(昭和24年法律第267号)第64条第5項及び同法第171条第4項の規定に基づき、東京都における内水面漁場計画について、次のとおり公聴会を開催しますので、意見を述べたい方はご出席ください。

令和 年 月 日

茨城県内水面漁場管理委員会
会長 高 杉 則 行

1 開催日時及び場所

令和5年2月22日(水)午後2時

水戸市柵町1-3-1 茨城県水戸合同庁舎2階大会議室

2 案件

共同漁業権の内水面漁場計画について

東京都 内共第11号(江戸川)

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

(1) 縦覧に供する書類 東京都における共同漁業権の内水面漁場計画案の写し

(2) 縦覧の期間 令和 年 月 日(公告日)から令和5年2月20日まで

(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで)

(3) 縦覧の場所 茨城県内水面漁場管理委員会事務局

(水戸市笠原町978番6 県庁漁政課内)

3 公述の申し込み

公聴会において意見を述べようとする者(以下「公述者」という。)は、令和5年2月20日の午後5時までに別に定める様式により、住所、氏名、年齢、職業、当該事案に関して利害関係を有する理由及び発言内容の要旨を記載した書面を当委員会事務局に提出してください。

4 公述者の範囲

公聴会における公述者の範囲は、次に掲げる者とする。

(1) 当該内水面において漁業を営む者

(2) 当該内水面において漁業を営もうとする者

(3) その他の利害関係人

5 その他

上記のほか、公聴会は茨城県内水面漁場管理委員会の公聴会に関する手続規程(平成7年2月9日規程第2号)に定めるところによる。

様式

公 述 申 込 書

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 年 齢
- 4 職 業
- 5 当該事案に関して利害関係を有する理由
- 6 発言内容の要旨

令和 年 月 日
氏名（自署）

茨城県内水面漁場管理委員会
会 長 高 杉 則 行 殿